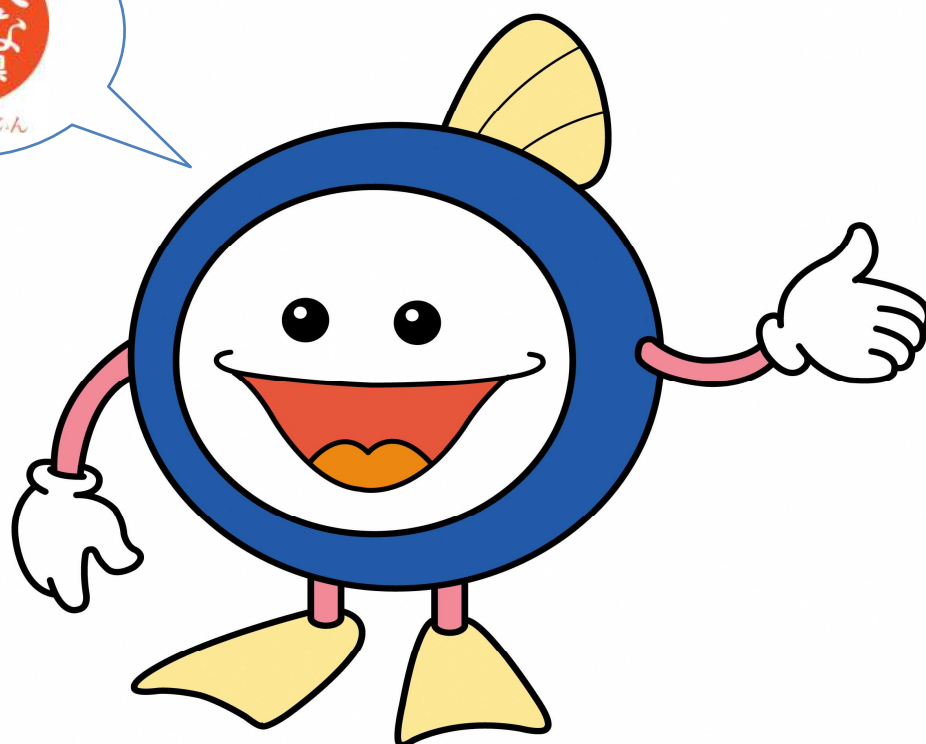


2024

あきたの下水道

〔資料編〕



秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の
ページからダウンロードできます。
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

目 次

	Page
1. あきた循環のみず推進計画 2016	
(1) 概要	 1
(2) 広域化・共同化の取組	 2
2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン	
(1) 概要	 3
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	 3
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想(第4期)	
① 市町村別 全体フレーム 令和17年(整備手法別 処理人口・処理区数)	 4
② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年	 4
③ 市町村別 令和17年目標(整備手法別、処理人口・処理区数)	 5
④ 市町村別 令和17年目標普及率	 5
2) 汚水処理人口普及率	
① 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(事業区分別)	 6
② 秋田県汚水処理人口普及率	 7
③ 汚水処理人口普及率推移グラフ	 8
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	 9
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	 10
② 流域下水道事業の概要	 11
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	 12
② 下水道処理人口普及率	 13
③ 下水道整備率	 14
④ 下水道接続率	 15
⑤ 公共下水道事業の計画概要	 16
4) 下水道終末処理場の概要	 17
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	 18
② 下水汚泥の現状	 19
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	 20
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	 21
(2) 受益者負担金	 22
(3) 水洗化助成・貸付制度	 24
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制(排除基準)	 26
(2) 放流水に対する規制(排水基準)	 27
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	 28
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	 29
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	 30
(3) 農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率	 33
(4) 農業集落排水施設 接続率	 34
(5) 農業集落排水施設 使用料	 35
(6) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	 36
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	 37
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	 38
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	 39
(2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)	 40
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	 41
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	 42

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年（2016年）度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、令和17年（2035年）度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

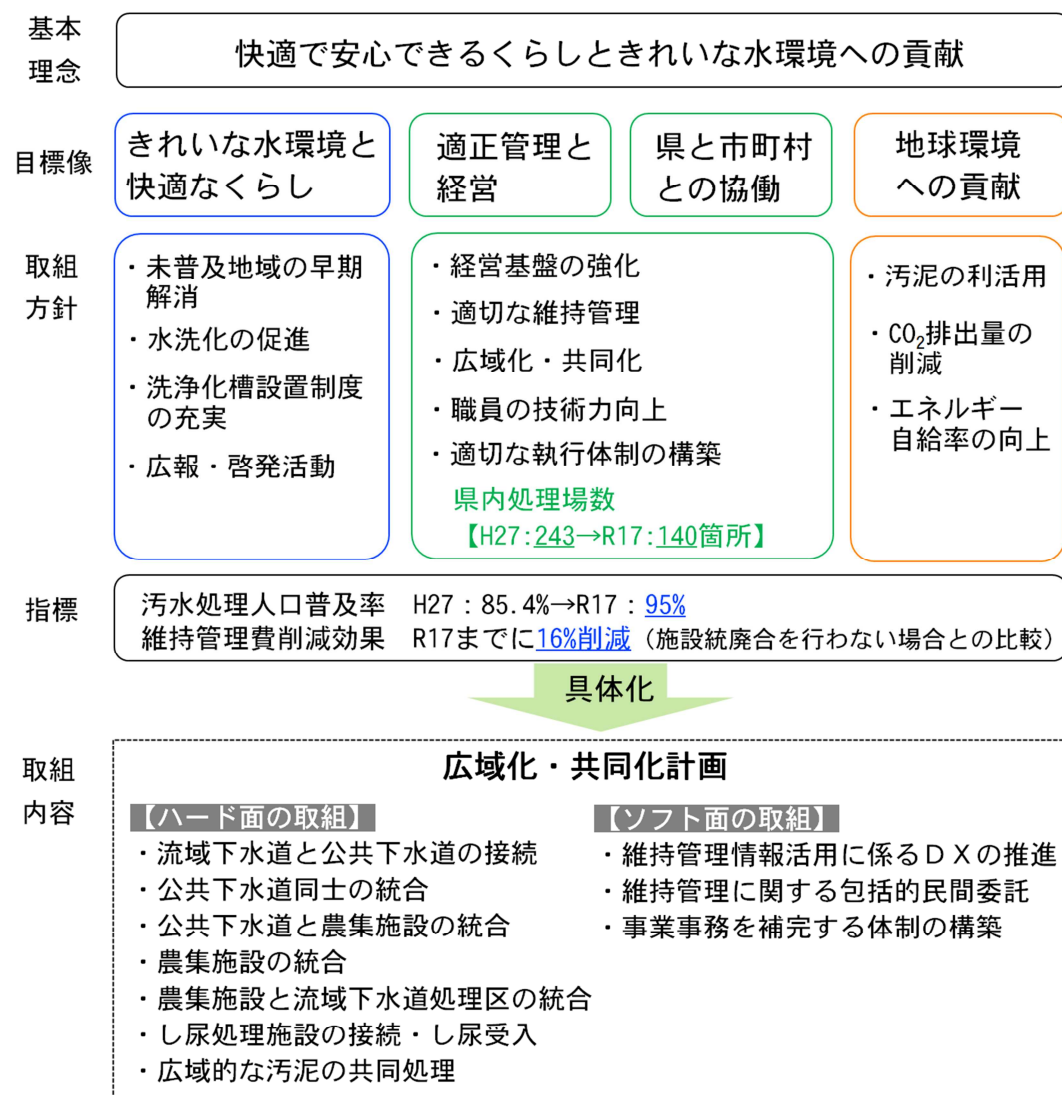
秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課長

1. あきた循環のみず推進計画 2016

(1) 概要

全国のすう勢を上回る人口減少の進行や、県内自治体の厳しい財政状況を踏まえると、各自治体が単独で生活排水処理事業を運営し続けることが困難となるおそれがあります。

県及び県内市町村は「快適で安心できる暮らしときれいな水環境への貢献」を基本理念とする「あきた循環のみず推進計画 2016（秋田県生活排水処理構想〈第4期構想〉）」を策定し、本構想に基づいて未普及地域の早期解消、資源の有効活用、そして協働による持続的な事業運営の実現を目指した取組を進めています。

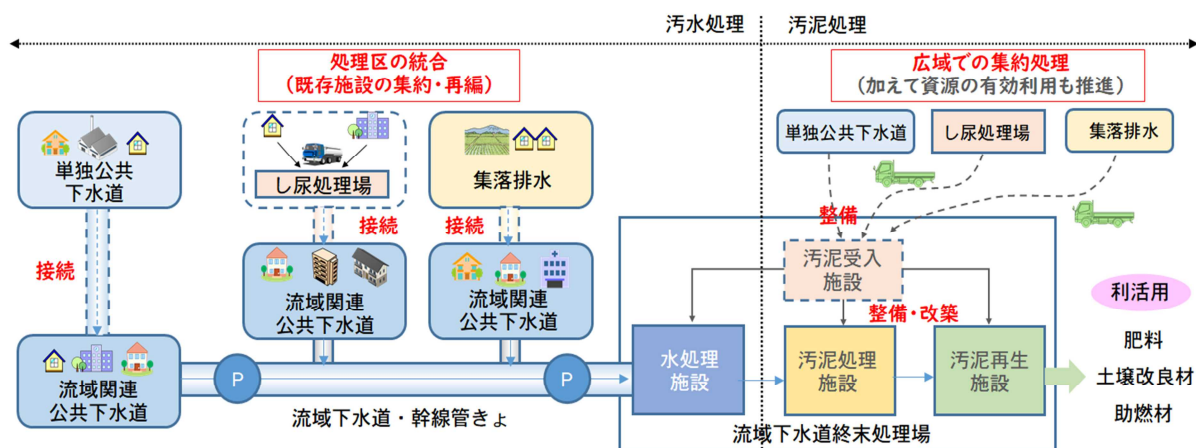


▲あきた循環のみず推進計画 2016 (R5.3 見直し版) の構成

(2) 広域化・共同化の取組

あきた循環のみず推進計画 2016 の一部である「広域化・共同化計画」においては、ハード・ソフト両面における取組内容を定めるとともに、具体的な取組時期をロードマップとして取りまとめています。

施設の集約・再編や事務処理の共同化など県・市町村の連携施策を着実に進め、維持管理コストの低減を目指します。



▲流域下水道を核とした広域化・共同化のイメージ



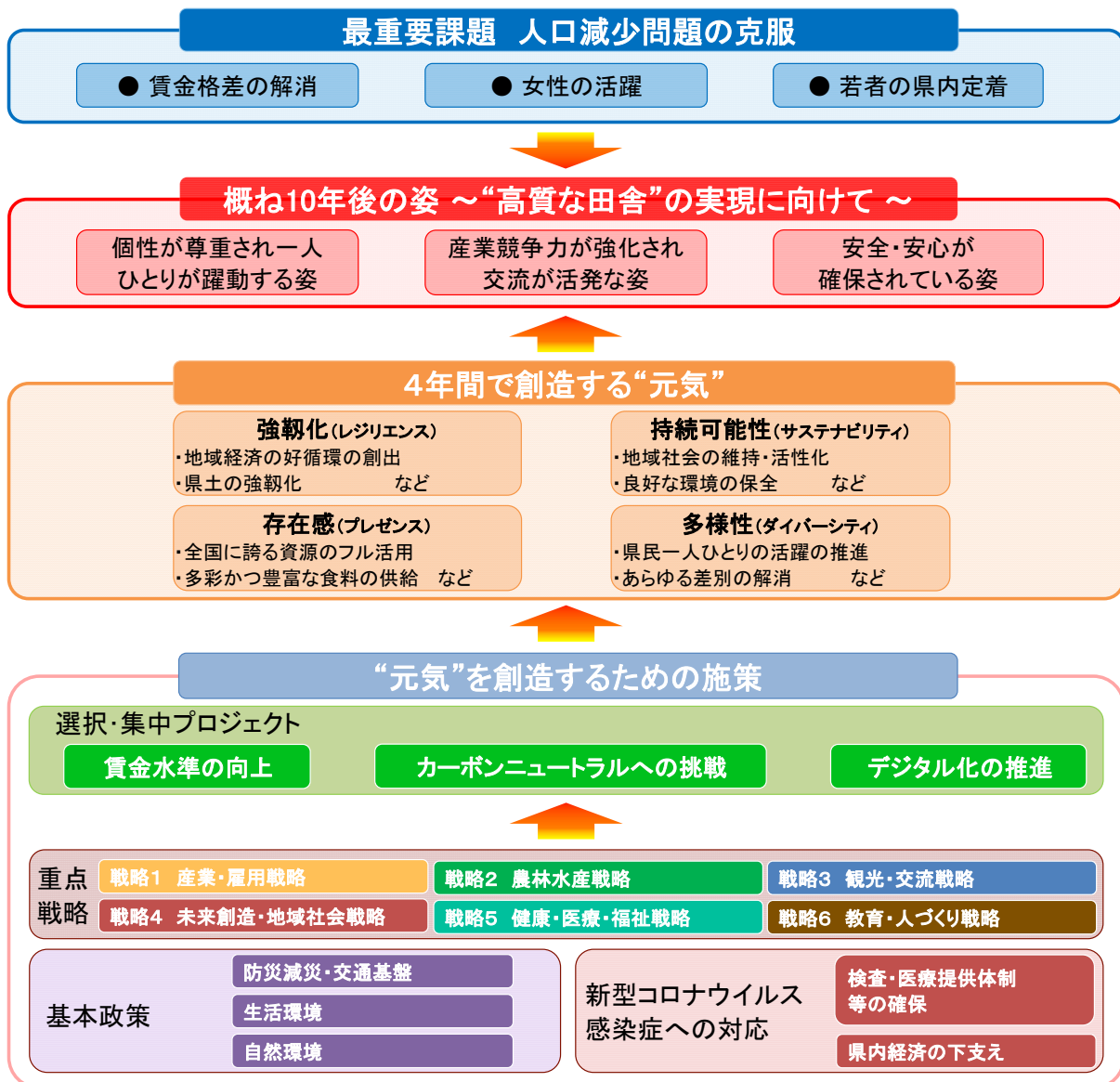
▲汚泥の広域資源化事業

2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン

(1) 概要

秋田県では、時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえつつ、新たな視点を加えながら、本県の更なる発展を図ることを目指し、2022年度から2025年度までの4年間ににおける新たな県政運営指針として、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では“高質な田舎”の実現に向けた「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限発揮しつつ時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するための「6つの重点戦略」を掲げています。また、重点戦略に基づく取組のうち、特に注力して行政資源を投入するものとして「選択・集中プロジェクト」を位置づけています。



さらに、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、「基本政策」及び「新型コロナウイルス感染症への対応」として整理・体系化し、着実に推進します。

(2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略4「未来創造・地域社会戦略」における施策の方向性の一つとして、県・市町村間の協働の推進を掲げています。下水道事業については、平成28年度に策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づく施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域化・共同化に取り組んでまいります。

また、「基本政策2 生活環境」における施策の方向性の一つとして、良好な生活排水処理基盤の整備を掲げています。将来にわたって良好な生活排水処理基盤を維持できるよう、生活排水処理施設の集約・再編などを推進してまいります。

3. 汚水処理整備状況

(1)秋田県の生活排水処理整備

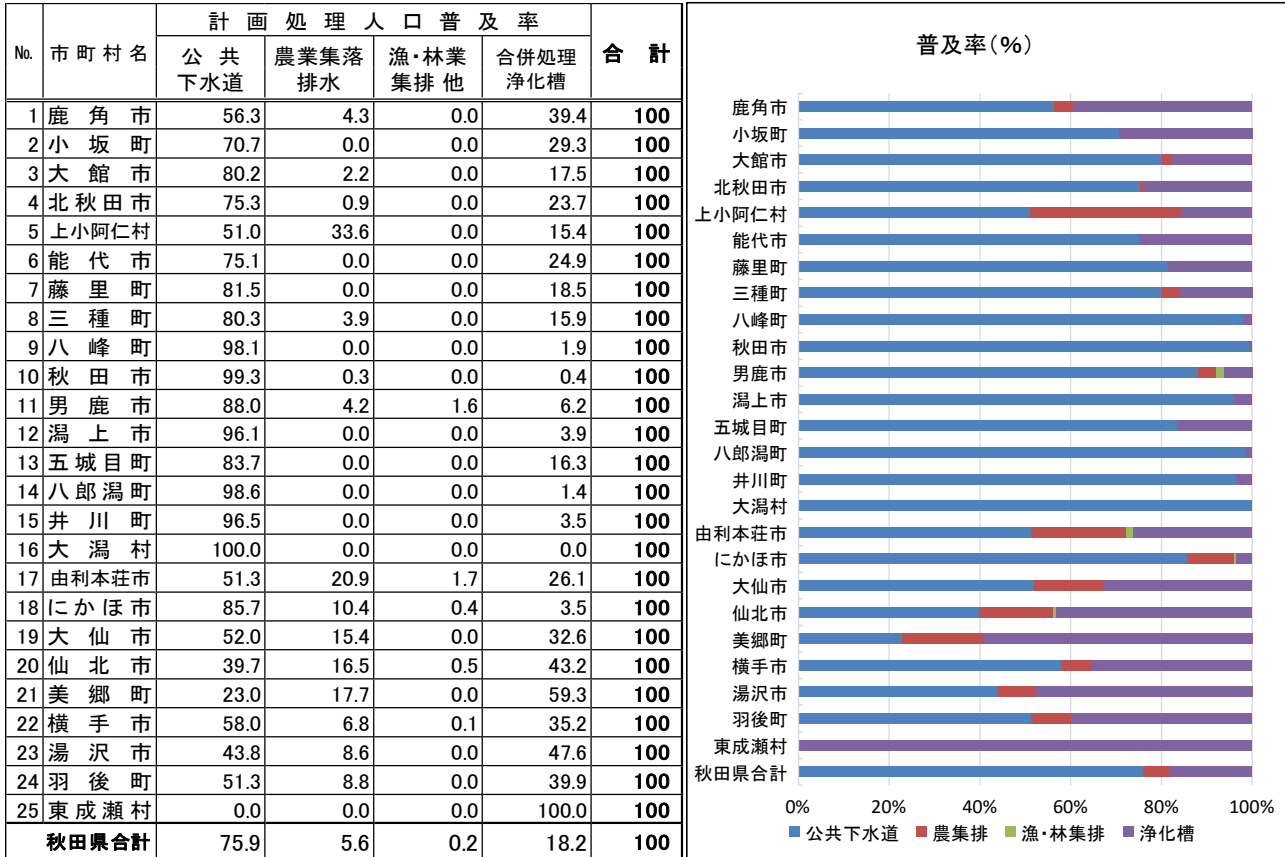
1)生活排水処理構想(第4期)

① 市町村別 全体フレーム 令和17年(整備手法別 処理人口・処理区数)

地区 名		市町村名		集合処理施設														左欄: 処理区数(箇所)					右欄: 処理人口(人)						
				公共下水道						集落排水								個別処理施設											
				単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	小計	合併処理 浄化槽 (個人設置)	個別排水 浄化槽市 町村整備 推進事業	個別排水 処理施設 整備事業	小計	合 計												
				公共	特環																								
鹿角	鹿 角 市	1	200	-	-	1	12,810	2	13,000	2	990	-	-	-	-	2	990	4	13,990	9,090	-	-	-	9,090	23,080				
	小 坂 町	-	-	1	80	1	2,330	2	2,410	-	-	-	-	-	-	-	2	2,410	1,000	-	-	-	1,000	3,410					
北秋田	大 館 市	-	-	-	-	1	44,600	1	44,600	2	1,240	-	-	-	-	2	1,240	3	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590					
	北 秋 田 市	3	15,070	1	820	-	-	4	15,890	2	200	-	-	-	-	2	200	6	16,080	4,290	720	-	5,010	21,100					
	上小阿仁村	-	-	1	730	-	-	1	730	1	480	-	-	-	-	1	480	2	1,200	220	-	-	220	1,430					
山 本	能 代 市	1	28,900	-	-	-	-	1	28,900	-	-	-	-	-	-	-	1	28,900	1,800	7,760	-	-	9,560	38,460					
	藤 里 町	-	-	1	1,720	-	-	1	1,720	-	-	-	-	-	-	-	1	1,720	130	260	-	-	390	2,110					
	三 種 町	-	-	-	-	1	9,080	1	9,080	2	440	-	-	-	-	2	440	3	9,510	1,800	-	-	1,800	11,310					
	八 峰 町	-	-	1	4,670	-	-	1	4,670	-	-	-	-	-	-	-	1	4,670	30	60	-	-	90	4,760					
秋 田	秋 田 市	-	-	1	40	1	251,330	2	251,370	2	740	-	-	-	-	2	740	4	252,100	-	930	70	1,000	253,100					
	男 鹿 市	-	-	-	-	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	-	-	3	1,080	4	17,560	1,000	170	-	1,170	18,730					
	潟 上 市	-	-	-	-	1	24,610	1	24,610	-	-	-	-	-	-	-	1	24,610	780	210	-	-	990	25,600					
	五 城 目 町	-	-	-	-	1	4,820	1	4,820	-	-	-	-	-	-	-	1	4,820	940	-	-	-	940	5,760					
	八 郎 潟 町	-	-	-	-	1	4,870	1	4,870	-	-	-	-	-	-	-	1	4,870	70	-	-	-	70	4,940					
	井 川 町	-	-	-	-	1	3,600	1	3,600	-	-	-	-	-	-	-	1	3,600	110	-	20	130	3,730						
	大 潟 村	-	-	-	-	1	3,210	1	3,210	-	-	-	-	-	-	-	1	3,210	-	-	-	-	-	3,210					
由 利	由利本荘市	2	24,790	3	6,640	-	-	5	31,430	34	12,790	2	900	8	130	44	13,820	49	45,250	15,720	270	10	16,000	61,250					
	に か ほ 市	1	18,760	-	-	-	-	1	18,760	5	2,270	-	-	3	90	8	2,360	9	21,120	60	-	700	760	21,880					
仙 北	大 仙 市	1	1,660	3	2,200	1	27,610	5	31,470	18	9,300	-	-	-	18	9,300	23	40,770	17,400	970	1,330	19,710	60,480						
	仙 北 市	1	2,740	-	-	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,070	18,680					
	美 郷 町	-	-	-	-	1	3,370	1	3,370	4	2,590	-	-	-	4	2,590	5	5,960	8,690	-	-	-	8,690	14,650					
平 鹿	横 手 市	-	-	-	-	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,700	8	44,720	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000					
雄 勝	湯 沢 市	1	10,830	4	3,040	-	-	5	13,870	3	2,710	-	-	-	3	2,710	8	16,570	11,640	3,440	-	-	15,070	31,650					
	羽 後 町	-	-	1	5,470	-	-	1	5,470	1	940	-	-	-	1	940	2	6,410	4,250	-	-	-	4,250	10,660					
	東 成 瀬 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,710	-	-	1,710	1,710					
合 計		11	102,930	17	25,390	15	453,410	43	581,730	87	43,210	7	1,320	13	240	107	44,770	150	626,510	110,590	25,400	3,770	139,750	766,260					
構成比		13.4%		3.3%		59.2%		75.9%		5.6%		0.2%		0.0%		5.8%		81.8%		14.4%		3.3%		0.5%		18.2%		100.0%	
市町村数合計		8		10		15		24		15		4		4		15		24		22		14		8		24		25	

* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用(一部令和4年度に見直し実施)
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年



③ 市町村別 令和17年目標(整備手法別、処理人口・処理区数)

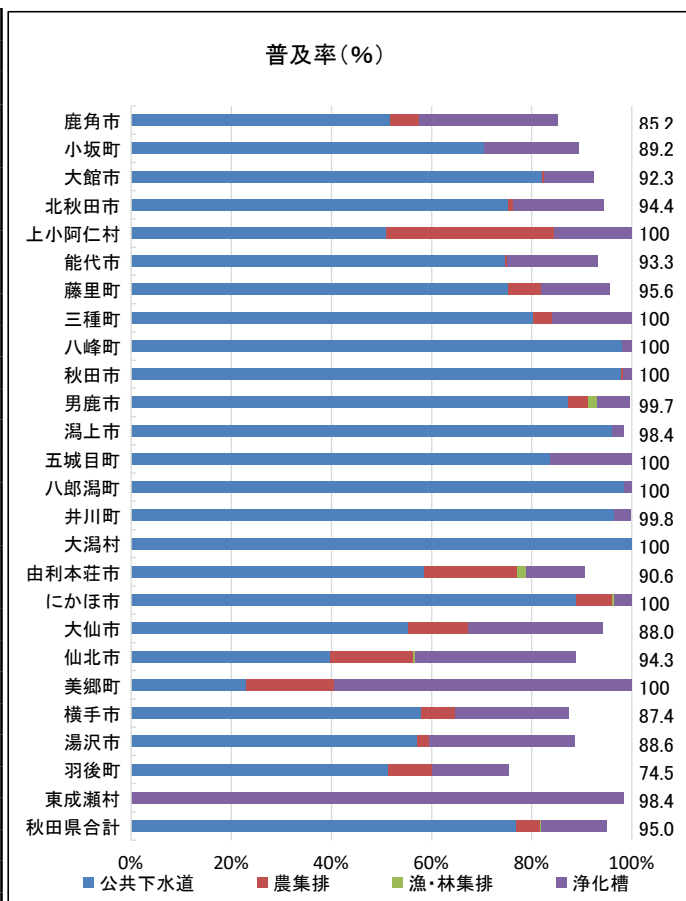
左欄:処理区数(箇所) 右欄:処理人口(人)

地区名	集合処理施設																	個別処理施設							合計
	市町村名	公共下水道							集 落 排 水 他							小計	合併処理	特定地域	個別排水	集合処理	小計				
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農 業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	浄化槽	生活排水	処理施設	計	浄化槽											
		公共	特環							(個人設置)	処理事業	整備事業		浄化槽											
鹿角	鹿 角 市	1	200	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
	小 坂 町	0	0	1	80	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050
北秋田	大 館 市	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340
	北 秋 田 市	3	15,070	1	820	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430
山本	能 代 市	1	28,750	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870
	藤 里 町	0	0	1	1,590	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020
	三 種 町	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310
	八 峰 町	0	0	1	4,670	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760	
秋田	秋 田 市	0	0	1	40	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男 鹿 市	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟 上 市	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200	
	五 城 目 町	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0		1	4,820	940	0	0	940		940	5,760	
	八 郎 潟 町	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0		1	4,870	70	0	0	70		70	4,940	
	井 川 町	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720	
	大 潟 村	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0		1	3,210	0	0	0				3,210	
由利	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
仙北	大 仙 市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000
	仙 北 市	1	2,740	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
	美 郷 町	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650
平鹿	横 手 市	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340
雄勝	湯 沢 市	1	15,040	4	3,040	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050
	羽 後 町	0	0	1	5,470	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040
	東 成 瀬 村	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0				0	1,690	0	1,690		1,690	1,690	
合 計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用(一部令和4年度に見直し実施)
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合 計
		公 共 下水道	農業集 落排水	漁・林業 集排 他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	74.5
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.4	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2) 汚水処理人口普及率・接続率

① 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(事業区分別)

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

(令和5年度末)

No.	市町村名	公共下水道						農業集落排水						漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計				合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (R6.3.31)	普及率順位	接続率順位
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	接続率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	接続率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)					
1	秋田市	282,153	95.6	256,613	90.9	5	7	5,079	1.7	4,838	95.3	17	4	0	－	0	－	287,232	261,451	91.0	4,477	1.5	291,709	98.9	265,928	91.2	295,065	4	9	
2	能代市	26,081	54.5	23,057	88.4	15	9	207	0.4	207	100.0	18	1	0	－	0	－	26,288	23,264	88.5	10,933	22.8	37,221	77.7	34,197	91.9	47,890	24	6	
3	横手市	42,405	52.0	32,979	77.8	16	14	6,481	7.9	5,319	82.1	13	11	56	0.1	56	100.0	48,942	38,354	78.4	17,782	21.8	66,724	81.8	56,136	84.1	81,616	20	15	
4	大館市	41,702	63.0	35,549	85.2	13	10	5,369	8.1	4,570	85.1	12	9	0	－	0	－	47,071	40,119	85.2	7,323	11.1	54,394	82.1	47,442	87.2	66,218	19	12	
5	男鹿市	17,478	73.5	13,457	77.0	10	15	1,017	4.3	904	88.9	16	8	329	1.4	298	90.6	18,824	14,659	77.9	1,048	4.4	19,872	83.6	15,707	79.0	23,779	18	20	
6	湯沢市	18,275	45.5	12,975	71.0	21	21	3,396	8.5	2,241	66.0	11	16	0	－	0	－	21,671	15,216	70.2	9,801	24.4	31,472	78.4	25,017	79.5	40,164	21	19	
7	鹿角市	12,766	46.6	8,353	65.4	20	23	1,500	5.5	1,160	77.3	14	14	0	－	0	－	14,266	9,513	66.7	4,029	14.7	18,295	66.7	13,542	74.0	27,417	25	24	
8	由利本荘市	34,392	48.2	32,096	93.3	19	4	18,994	26.6	14,743	77.6	2	12	1,346	1.9	1,142	84.8	54,732	47,981	87.7	11,660	16.4	66,392	93.1	59,641	89.8	71,285	12	11	
9	潟上市	30,428	96.8	27,707	91.1	4	6	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	30,428	27,707	91.1	345	1.1	30,773	97.9	28,052	91.2	31,430	6	9	
10	大仙市	37,296	50.0	27,410	73.5	17	20	13,718	18.4	9,729	70.9	5	15	0	－	0	－	51,014	37,139	72.8	12,962	17.4	63,976	85.7	50,101	78.3	74,630	16	21	
11	北秋田市	16,057	56.8	11,924	74.3	14	17	4,360	15.4	3,919	89.9	9	7	0	－	0	－	20,417	15,843	77.6	3,693	13.1	24,110	85.4	19,536	81.0	28,246	17	18	
12	にかほ市	15,744	70.7	14,310	90.9	11	7	5,871	26.4	5,508	93.8	3	5	81	0.4	75	92.6	21,696	19,893	91.7	286	1.3	21,982	98.7	20,179	91.8	22,272	5	7	
13	仙北市	8,984	38.7	6,670	74.2	23	18	3,684	15.9	2,850	77.4	7	13	106	0.5	80	75.5	12,774	9,600	75.2	5,393	23.2	18,167	78.2	14,993	82.5	23,227	23	17	
14	小坂町	3,593	79.7	2,898	80.7	6	13	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	3,593	2,898	80.7	653	14.5	4,246	94.2	3,551	83.6	4,509	10	16	
15	上小阿仁村	961	49.7	945	98.3	18	2	703	36.4	699	99.4	1	2	0	－	0	－	1,664	1,644	98.8	226	11.7	1,890	97.8	1,870	98.9	1,933	7	3	
16	藤里町	2,153	76.9	1,812	84.2	8	11	145	5.2	131	90.3	15	6	0	－	0	－	2,298	1,943	84.6	371	13.3	2,669	95.3	2,314	86.7	2,800	9	13	
17	三種町	10,626	73.6	8,035	75.6	9	16	1,584	11.0	971	61.3	10	18	0	－	0	－	12,210	9,006	73.8	1,355	9.4	13,565	93.9	10,361	76.4	14,447	11	22	
18	八峰町	4,319	69.4	3,203	74.2	12	18	1,051	16.9	650	61.8	6	17	607	9.7	405	66.7	5,977	4,258	71.2	98	1.6	6,075	97.6	4,356	71.7	6,227	8	25	
19	五城目町	6,241	78.5	5,181	83.0	7	12	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	6,241	5,181	83.0	725	9.1	6,966	87.7	5,906	84.8	7,947	14	14	
20	八郎潟町	5,143	98.7	4,799	93.3	2	4	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	5,143	4,799	93.3	17	0.3	5,160	99.0	4,816	93.3	5,210	3	5	
21	井川町	4,124	97.1	3,959	96.0	3	3	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	4,124	3,959	96.0	125	2.9	4,249	100.0	4,084	96.1	4,249	1	4	
22	大湯村	2,896	100.0	2,896	100.0	1	1	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	2,896	2,946	100.0	0	－	2,946	100.0	2,946	100.0	2,896	1	1	
23	美郷町	3,949	22.4	2,762	69.9	24	22	3,386	19.2	3,232	95.5	4	3	0	－	0	－	7,335	5,994	81.7	8,672	49.1	16,007	90.7	14,666	91.6	17,649	13	8	
24	羽後町	6,019	45.4	3,696	61.4	22	24	2,105	15.9	1,755	83.4	7	10	0	－	0	－	8,124	5,451	67.1	2,287	17.2	10,411	78.4	7,738	74.3	13,271	21	23	
25	東成瀬村	0	－	0	－	25	25	0	－	0	－	19	19	0	－	0	－	0	0	－	2,091	86.8	2,061	86.8	2,061	100.0	2,387	15	1	
県 合計		633,785	69.1	543,286	85.7			78,650	8.6	63,426	80.6			2,525	0.3	2,056	81.4	714,960	608,818	85.2	106,352	11.6	821,332	89.6	715,140	87.1	916,764			

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

② 秋田県汚水処理人口普及率

(令和5年度末 25市町村)

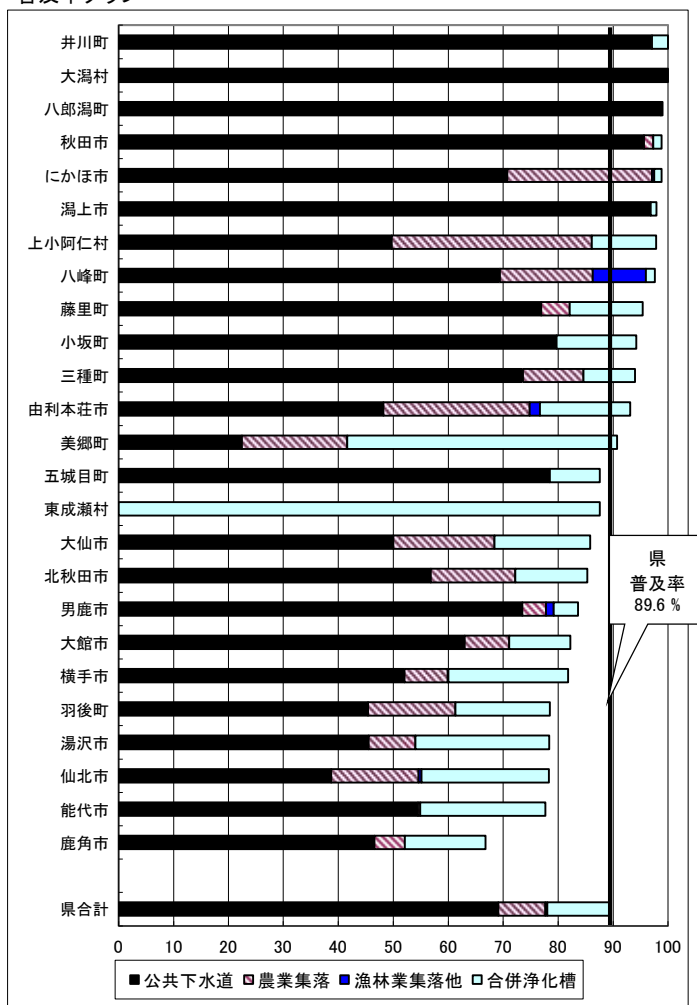
(単位: %)

順位	市町村名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業集 落他	合併浄化 槽	合計	R17目標
1	井 川 町	97.1	-	-	2.9	100.0	99.8
1	大 湯 村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
3	八 郎 湯 町	98.7	-	-	0.3	99.0	100.0
4	秋 田 市	95.6	1.7	-	1.5	98.9	100.0
5	に か ほ 市	70.7	26.4	0.4	1.3	98.7	100.0
6	湯 上 市	96.8	-	-	1.1	97.9	98.4
7	上小阿仁村	49.7	36.4	-	11.7	97.8	100.0
8	八 峰 町	69.4	16.9	9.7	1.6	97.6	100.0
9	藤 里 町	76.9	5.2	-	13.3	95.3	95.6
10	小 坂 町	79.7	-	-	14.5	94.2	100.0
11	三 種 町	73.6	11.0	-	9.4	93.9	100.0
12	由利本荘市	48.2	26.6	1.9	16.4	93.1	90.6
13	美 郷 町	22.4	19.2	-	49.1	90.7	100.0
14	五 城 目 町	78.5	-	-	9.1	87.7	100.0
15	東 成 瀬 村	-	-	-	87.6	87.6	98.4
16	大 仙 市	50.0	18.4	-	17.4	85.7	94.3
17	北 秋 田 市	56.8	15.4	-	13.1	85.4	94.4
18	男 鹿 市	73.5	4.3	1.4	4.4	83.6	99.7
19	大 館 市	63.0	8.1	-	11.1	82.1	92.3
20	横 手 市	52.0	7.9	0.1	21.8	81.8	87.4
21	羽 後 町	45.4	15.9	-	17.2	78.5	74.5
22	湯 沢 市	45.5	8.5	-	24.4	78.4	88.6
23	仙 北 市	38.7	15.9	0.5	23.2	78.2	88.0
24	能 代 市	54.5	0.4	-	22.8	77.7	93.3
25	鹿 角 市	46.6	5.5	-	14.7	66.7	85.2
	県 合 計	69.1	8.6	0.3	11.6	89.6	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

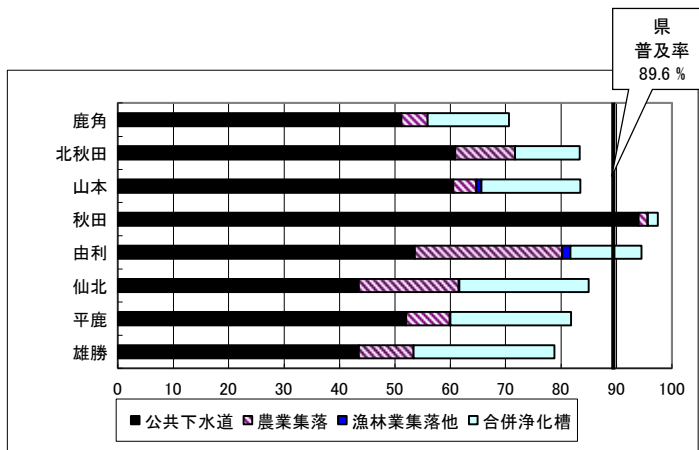
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

(単位: %)

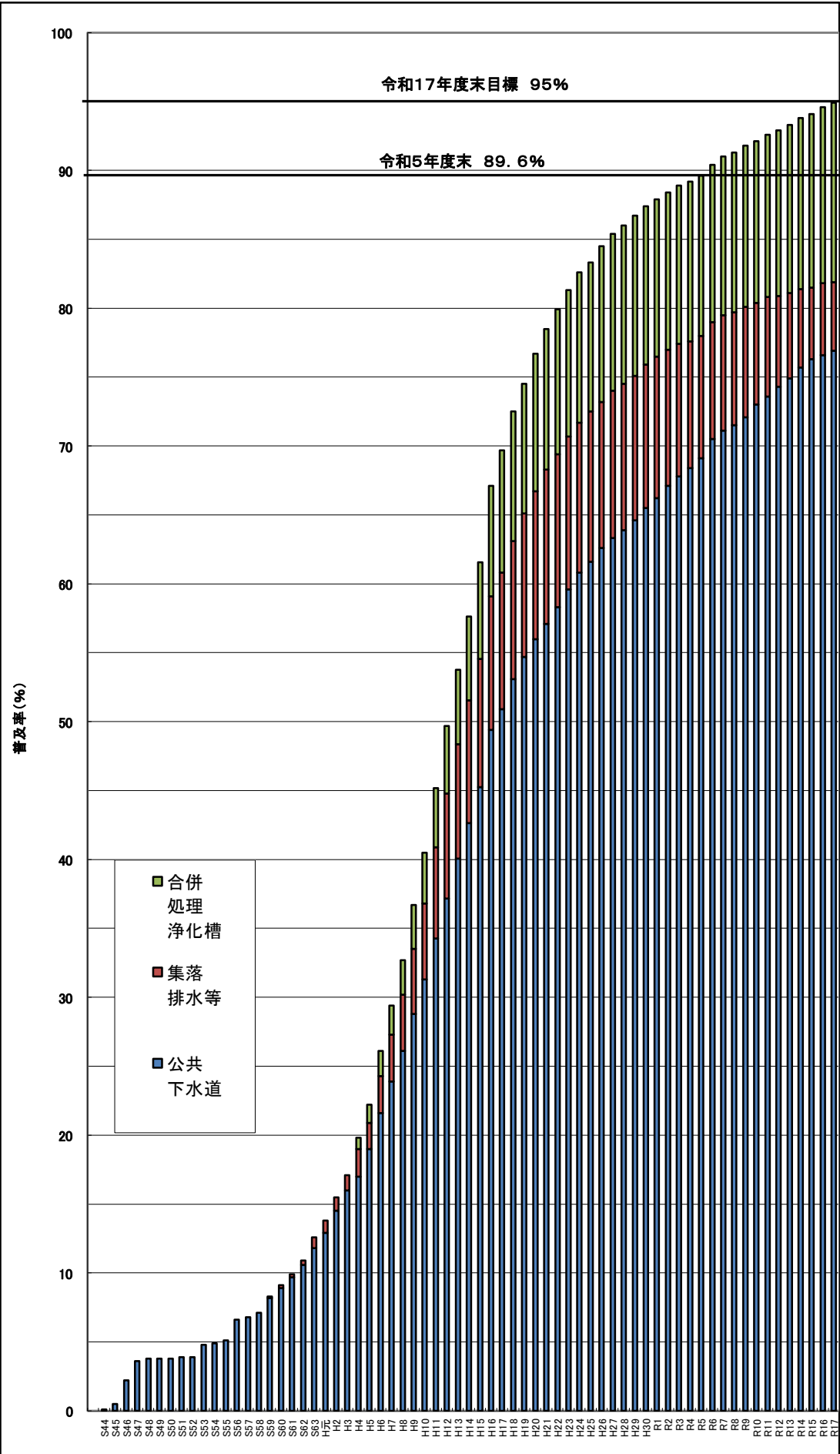
振興局名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業集 落他	合併浄化 槽	合計
鹿角	51.2	4.7	-	14.7	70.6
北秋田	60.9	10.8	-	11.7	83.4
山本	60.5	4.2	0.9	17.9	83.4
秋田	94.0	1.6	0.1	1.8	97.6
由利	53.6	26.6	1.5	12.8	94.5
仙北	43.5	18.0	0.1	23.4	85.0
平鹿	52.0	7.9	0.1	21.8	81.8
雄勝	43.5	9.9	-	25.4	78.8



(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 汚水処理人口普及率推移グラフ

□ 実 測 値 ■ 計 画 値				
年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	67.8	9.6	11.5	88.9
R4	68.4	9.2	11.6	89.2
R5	69.1	8.9	11.6	89.6
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 普及率は、R5までは実績値、R6以降は整備構想における計画値を記載している。

(2) 秋田県の下水道

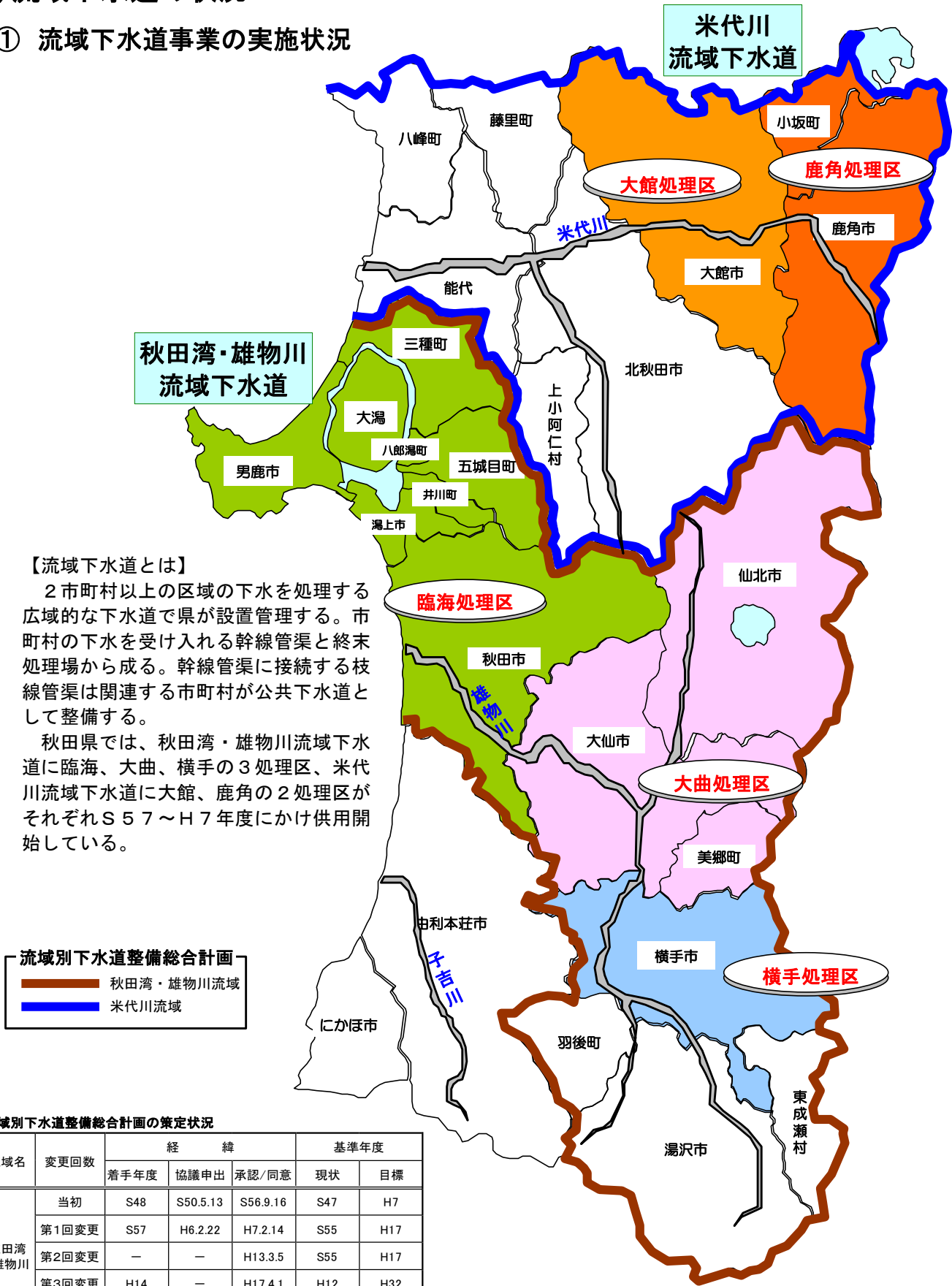
1) 下水道のあゆみ

(令和5年度末)

年度	公共下水道着手都市			流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場		普及率(%)	
	単独	流域関連						県	全国
昭和7	◇秋田市(八橋)	1							
24	能代市	1							
44	▲大潟村	1			大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0	0
45					秋田市(単独)	1	八橋(R2廃止)	0	1
50		昭和町	1	臨海				4	16
51		◇秋田市	1					4	23
52								4	24
53		男鹿市,天王町	2					5	26
54	田沢湖町	1						5	27
55								5	28
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大曲			7	30
57			飯田川町	1	横手	秋田市(流開)	1	秋田臨海(県流域)	1
58			横手市	1				7	32
59					能代市	1	能代	1	33
60	岩城町	1						8	34
61		八郎潟町	1	大館	昭和町,天王町,田沢湖町	3	田沢湖	1	9
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4				10	37
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	4	鹿角	大曲市,飯田川町	2	大曲(県流域)	1
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町,平鹿町,十文字町,増田町,雄物川町	7		横手市,男鹿市	2	羽川(秋田)(R4廃止) 横手(県流域)	1
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	2	金足(秋田)(R1廃止)	0
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町,小坂町(十和田湖)	3	仁別(秋田),本荘,十和田湖	2
4	仁賀保組合(仁賀保町,金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		大館市,琴丘町,若美町,雄和町,岩城町	5	道川(岩城) 大館(県流域)	2
5	◎西仙北町(刈和野),協和町	2	八竜町,▲大潟村	2		五城目町,河辺町,平鹿町	3		19
6	矢島町,大内町,◎西仙北町(強首)	3				比内町,大潟村(流開),角館町,大雄村	3		22
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市(流開),田代町,山本町,由利町,西目町	5	前郷(由利),西目,鹿角(県流域)	3
8	山内村,羽後町	2				湯沢市,八竜町,仙北町,十文字町	4	湯沢	1
9	上小阿仁村,峰浜村	2				森吉町,協和町,雄物川町,小坂町(流開),鷹巣町,仁賀保町,金浦町,象潟町,西仙北町,大郷町,増田町	3	米内沢(森吉),協和,刈和野,強首(西仙北),鷹巣,笹森(仁賀保組合)	2
10	合川町,阿仁町,藤里町,◎皆瀬村(小安)	4					7		4
11									34
12						大内町,矢島町,山内村	3	岩谷(大内),矢島,山内(R5廃止)	2
13		神岡町	1			上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3	沖田面(上小阿仁),八森,小安(皆瀬)	3
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1				藤里町,阿仁町	2	藤里,阿仁	2
15	福川町	1				峰浜村,羽後町	2	沢目(峰浜),西馬音内(羽後)	2
16	大仙市(旧南外),○鹿角市(湯瀬)	2							49
17						北秋田市(旧合川町)	1	合川(旧合川),皆瀬(旧皆瀬)	2
18						大仙市(神岡町),湯沢市(旧福川町)	2	福川(旧福川)	1
19									55
20						湯沢市(旧雄勝町)	1	院内(旧雄勝)	1
21						大仙市(旧南外村),鹿角市	2	南外(旧南外),湯瀬(鹿角)	2
22									58
23									60
24									61
25									62
26									63
27									63
28									64
29									65
30									66
令和元									66
2									67
3									68
4									68
5									69
計	31市町村	32市町村	5処理区		60市町村 未供用:なし	34処理区 (内、県施設5、市町村施設29)			
注)本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)									
○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷 H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村(3町) H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町(1市2町) H17.3 男鹿市:男鹿市,若美町(1市1町) H17.3 湯沢市:湯沢市,福川町,雄勝町,皆瀬村(1市2町1村) H17.3 大仙市:大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町(1市6町1村) H17.3 由利本荘市:本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町(1市7町) H17.3 北秋田市:鹿角市,森吉町,合川町,阿仁町(4町) H17.3 湯上市:天王町,飯田川町,昭和町(3町) H17.6 大館市:大館市,比内町,田代町(1市2町) H17.9 仙北市:角館町,田沢湖町,西木村(2町1村) H17.10にかほ市:仁賀保町,金浦町,象潟町(3町) H17.10 横手市:横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村(1市5町2村) H18.3 能代市:能代市,二ツ井町(1市1町) H18.3 三種町:琴丘町,山本町,八竜町(3町) H18.3 八峰町:八森町,峰浜村(1町1村) 市町村合併前(H16.4.1現在) 県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村 市町村合併後(H18.4.1現在) 県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済									
備考	◇印市町村:複数処理区の単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:秋田市				◎印市町村:複数処理区の単独を実施 ・対象市町村:西仙北町、皆瀬村				
	○印市町村:単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業) ※下水道計画がない町村:二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村(9町村)				▲大潟村:H6年に単独から流域関連に変更				

2) 流域下水道の状況

① 流域下水道事業の実施状況



【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52

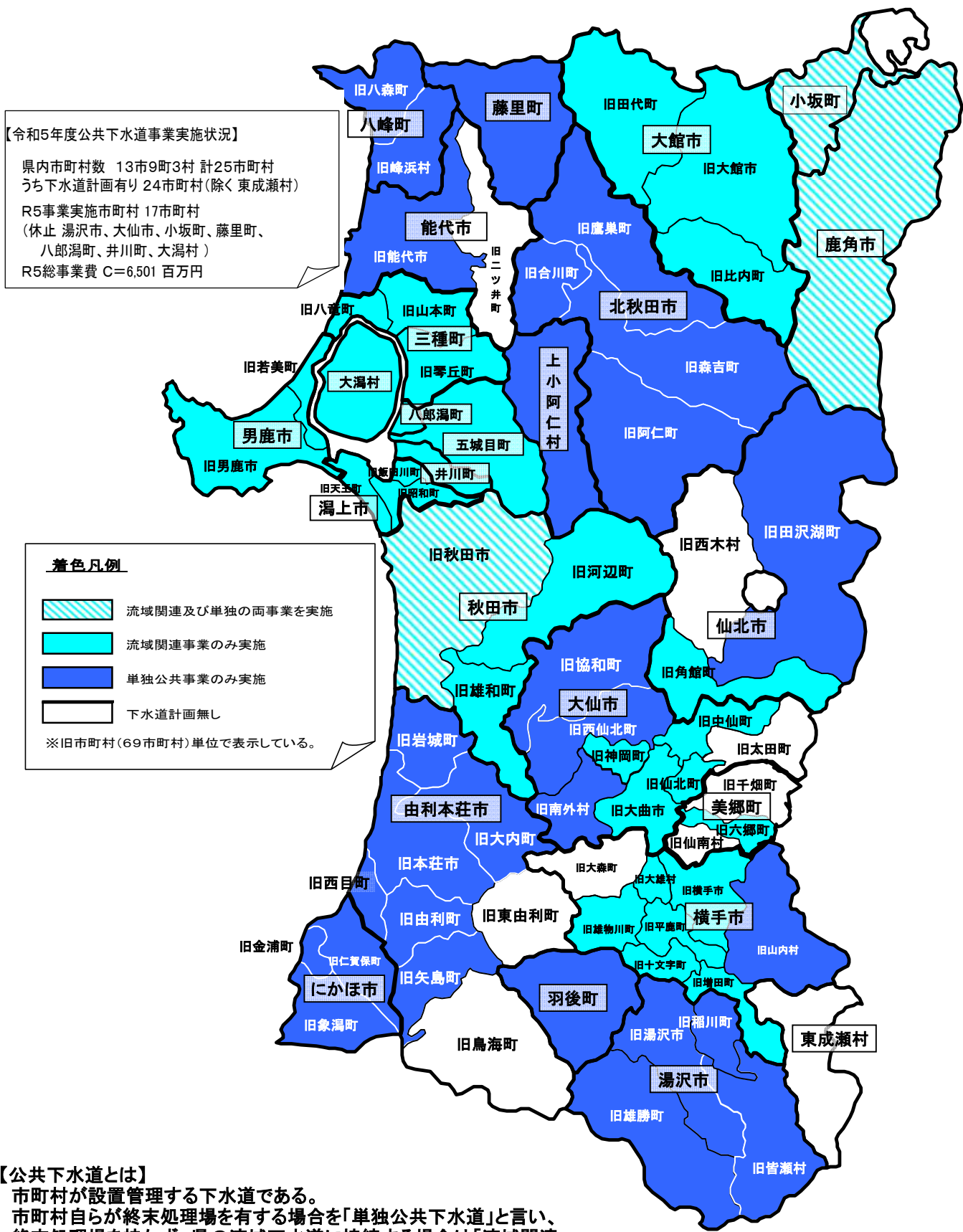
② 流域下水道事業の概要

(令和5年度末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 令和6年3月25日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 令和3年6月21日		昭和61年12月22日 令和2年6月1日	昭和63年12月8日 令和2年11月19日		
下水道事業年次	着手(～R5経年) 事業計画期間	昭和50年(49) 令和7年	昭和56年(43) 令和7年	昭和57年(42) 令和7年		昭和61年(39) 令和7年	昭和63年(37) 令和7年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和8年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和8年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,277	2,078	17,678	2,431	1,128	3,559	21,237
整備済面積		10,475	1,875	1,936	14,286	1,737	703	2,440	16,726
整備率	%	79	82	93	81	71	62	69	79
全体計画処理人口	千人	357.7	31.8	33.5	423.0	38.7	13.5	52.2	475.2
整備済人口		359.0	41.5	42.4	442.9	41.7	16.1	57.8	500.7
整備率	%	100	131	127	105	108	119	111	105
計画区域内人口	千人	364.8	42.1	43.2	450.1	44.6	16.8	61.4	511.5
処理区域内人口		359.0	41.5	42.4	442.9	41.7	16.1	57.8	500.7
整備率	%	98	99	98	98	93	96	94	98
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	195.0	18.0	24.6	237.6	20.0	8.2	28.2	265.8
事業計画処理能力		163.0	18.0	24.6	205.6	18.0	8.2	26.2	231.8
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	73	90	100	77	75	100	82	78
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	108.7	11.8	13.5	134.0	16.6	4.1	20.7	154.7
実流入水量		119.8	11.0	11.7	142.5	9.7	4.0	13.7	156.2
整備率	%	110	93	87	106	59	98	66	101
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		41.6	6.0	7.9	55.5	5.7	2.2	7.9	63.4
整備率	%	76	94	66	76	51	76	56	73
管渠(全体延長)整備率	%	93	99	93	94	87	98	91	93
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況

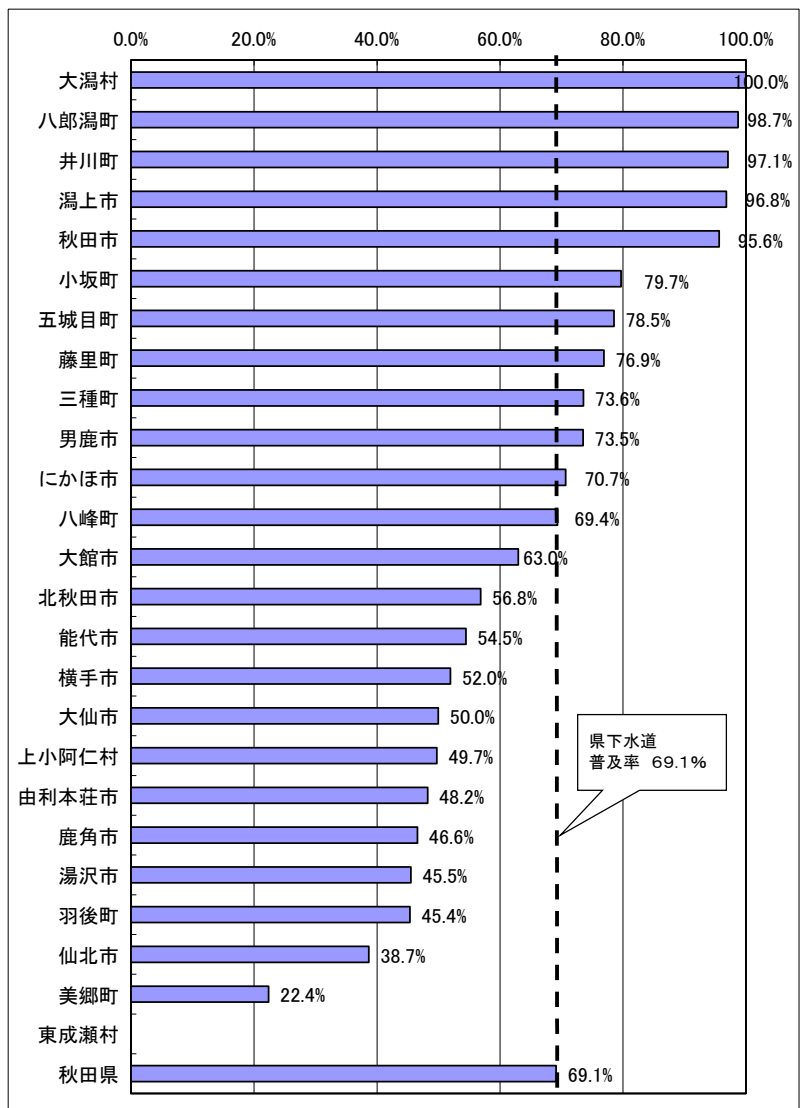


② 下水道処理人口普及率

(令和5年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	2,896	2,896	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,210	5,143	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,249	4,124	97.1%	S62	H2.4
4	潟上市	31,430	30,428	96.8%	S50	S61.4
5	秋田市	295,065	282,153	95.6%	S7	S45.4
6	小坂町	4,509	3,593	79.7%	S56	H3.4
7	五城目町	7,947	6,241	78.5%	H1	H5.10
8	藤里町	2,800	2,153	76.9%	H10	H15.3
9	三種町	14,447	10,626	73.6%	S63	H4.5
10	男鹿市	23,779	17,478	73.5%	S53	H1.4
11	にかほ市	22,272	15,744	70.7%	H4	H10.4
12	八峰町	6,227	4,319	69.4%	H7	H14.3
13	大館市	66,218	41,702	63.0%	S62	H4.4
14	北秋田市	28,246	16,057	56.8%	H2	H9.4
15	能代市	47,890	26,081	54.5%	S24	S59.10
16	横手市	81,616	42,405	52.0%	S58	H1.4
17	大仙市	74,630	37,296	50.0%	S56	S63.4
18	上小阿仁村	1,933	961	49.7%	H9	H13.8
19	由利本荘市	71,285	34,392	48.2%	S56	H3.4
20	鹿角市	27,417	12,766	46.6%	S63	H7.4
21	湯沢市	40,164	18,275	45.5%	H3	H8.4
22	羽後町	13,271	6,019	45.4%	H8	H16.3
23	仙北市	23,227	8,984	38.7%	S54	S61.6
24	美郷町	17,649	3,949	22.4%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,387				
	秋田県計	916,764	633,785	69.1%		

普及率グラフ

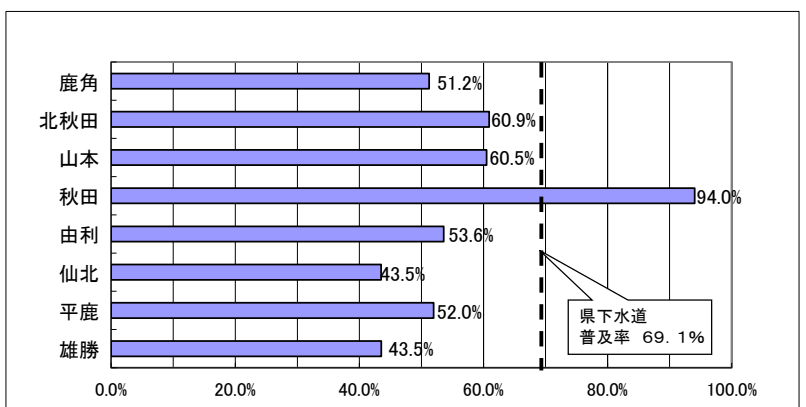


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率
鹿角	31,926	16,359	51.2%
北秋田	96,397	58,720	60.9%
山本	71,364	43,179	60.5%
秋田	370,576	348,463	94.0%
由利	93,557	50,136	53.6%
仙北	115,506	50,229	43.5%
平鹿	81,616	42,405	52.0%
雄勝	55,822	24,294	43.5%
県計	916,764	633,785	69.1%

地域振興局別 普及率グラフ

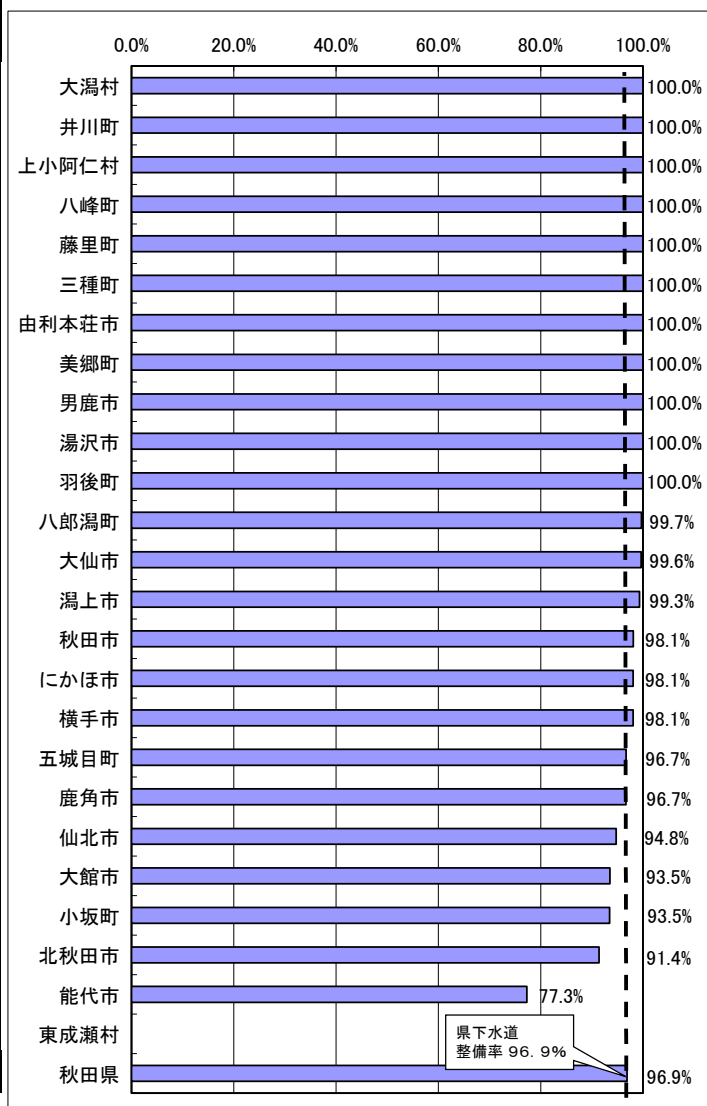


③ 下水道整備率

(令和5年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域 内人口	処理区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	2,896	2,896	2,896	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,249	4,124	4,124	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	1,933	961	961	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	6,227	4,319	4,319	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	2,800	2,153	2,153	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	14,447	10,626	10,626	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	71,285	34,392	34,392	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	17,649	3,949	3,949	100.0%	H3	H10.4
9	男鹿市	23,779	17,478	17,478	100.0%	S53	H1.4
10	湯沢市	40,164	18,275	18,275	100.0%	H3	H8.4
11	羽後町	13,271	6,019	6,019	100.0%	H8	H16.3
12	八郎潟町	5,210	5,157	5,143	99.7%	S61	H2.10
13	大仙市	74,630	37,427	37,296	99.6%	S56	S63.4
14	潟上市	31,430	30,638	30,428	99.3%	S50	S61.4
15	秋田市	295,065	287,539	282,153	98.1%	S7	S45.4
16	にかほ市	22,272	16,049	15,744	98.1%	H4	H10.4
17	横手市	81,616	43,227	42,405	98.1%	S58	H1.4
18	五城目町	7,947	6,454	6,241	96.7%	H1	H5.10
19	鹿角市	27,417	13,204	12,766	96.7%	S63	H7.4
20	仙北市	23,227	9,481	8,984	94.8%	S54	S61.6
21	大館市	66,218	44,584	41,702	93.5%	S62	H4.4
22	小坂町	4,509	3,844	3,593	93.5%	S56	H3.4
23	北秋田市	28,246	17,568	16,057	91.4%	H2	H9.4
24	能代市	47,890	33,751	26,081	77.3%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,387					
	秋田県計	916,764	654,115	633,785	96.9%		

整備率グラフ

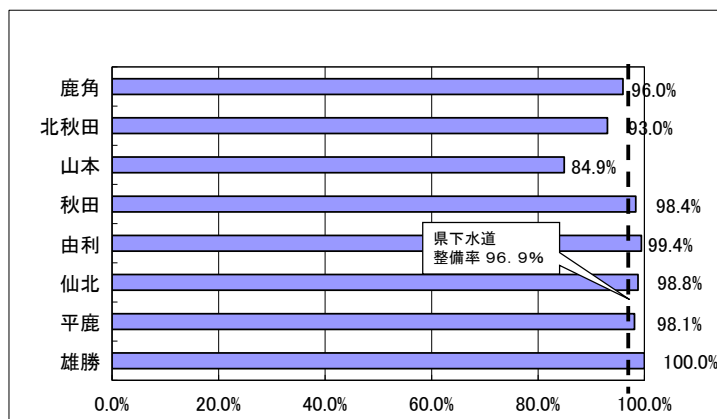


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域 人口	処理区域 内人口	整備率
鹿角	17,048	16,359	96.0%
北秋田	63,113	58,720	93.0%
山本	50,849	43,179	84.9%
秋田	354,286	348,463	98.4%
由利	50,441	50,136	99.4%
仙北	50,857	50,229	98.8%
平鹿	43,227	42,405	98.1%
雄勝	24,294	24,294	100.0%
県計	654,115	633,785	96.9%

地域振興局別 整備率グラフ

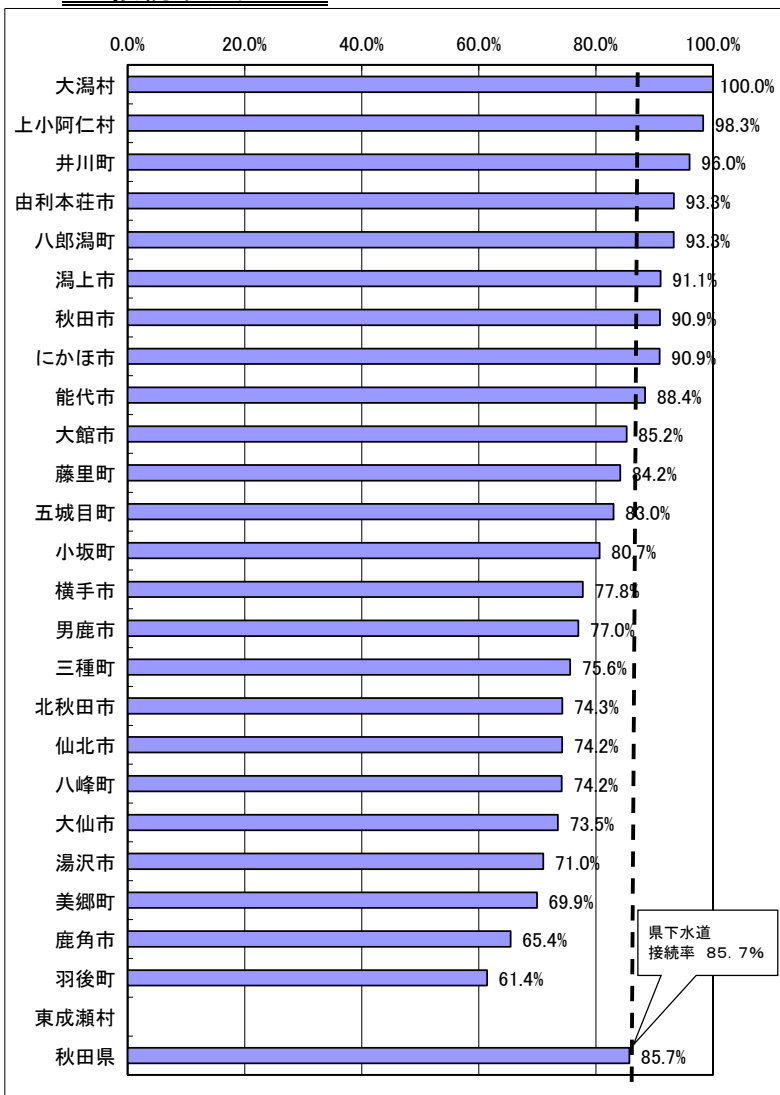


④ 下水道接続率

(令和5年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接 続 率	供用 年度
1	大潟村	2,896	2,896	2,896	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	1,933	961	945	98.3%	H13.8
3	井川町	4,249	4,124	3,959	96.0%	H2.4
4	由利本荘市	71,285	34,392	32,096	93.3%	H3.4
5	八郎潟町	5,210	5,143	4,799	93.3%	H2.10
6	潟上市	31,430	30,428	27,707	91.1%	S61.4
7	秋田市	295,065	282,153	256,613	90.9%	S45.4
8	にかほ市	22,272	15,744	14,310	90.9%	H10.4
9	能代市	47,890	26,081	23,057	88.4%	S59.10
10	大館市	66,218	41,702	35,549	85.2%	H4.4
11	藤里町	2,800	2,153	1,812	84.2%	H15.3
12	五城目町	7,947	6,241	5,181	83.0%	H5.10
13	小坂町	4,509	3,593	2,898	80.7%	H3.4
14	横手市	81,616	42,405	32,979	77.8%	H1.4
15	男鹿市	23,779	17,478	13,457	77.0%	H1.4
16	三種町	14,447	10,626	8,035	75.6%	H4.5
17	北秋田市	28,246	16,057	11,924	74.3%	H9.4
18	仙北市	23,227	8,984	6,670	74.2%	S61.6
19	八峰町	6,227	4,319	3,203	74.2%	H14.3
20	大仙市	74,630	37,296	27,410	73.5%	S63.4
21	湯沢市	40,164	18,275	12,975	71.0%	H8.4
22	美郷町	17,649	3,949	2,762	69.9%	H10.4
23	鹿角市	27,417	12,766	8,353	65.4%	H7.4
24	羽後町	13,271	6,019	3,696	61.4%	H16.3
25	東成瀬村	2,387				
	秋田県計	916,764	633,785	543,286	85.7%	

接続率グラフ

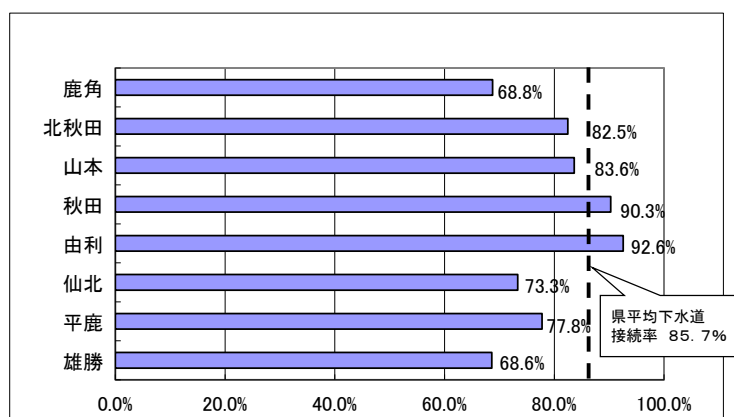


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道接続率

振 興 局 名	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接 続 率
鹿 角	16,359	11,251	68.8%
北秋田	58,720	48,418	82.5%
山 本	43,179	36,107	83.6%
秋 田	348,463	314,612	90.3%
由 利	50,136	46,406	92.6%
仙 北	50,229	36,842	73.3%
平 鹿	42,405	32,979	77.8%
雄 勝	24,294	16,671	68.6%
県 計	633,785	543,286	85.7%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道 整備量・整備率

(令和5年度末)

事業主体	処理区名	単独 流開 の別	旧市町村名	下 水 道 法				都 市 計 画 法		供 用 開 始 年 月 日	排 除 方 式	全 体 計 画			事 業 計 画			令 和 5 年 度 末 整 備 量					
				事 業 計 画 年 月 日		完了年次		決 定 年 月 日 ※	事業認可 年 月 日 (最新) ※			計 画 面 積 (ha) a	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計画汚水量 (m³/日)	計 画 面 積 (ha) b	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計画汚水量 (m³/日)	整備済み 面 積 (ha) c	面積整備率(%)				
				当 初	最 新	事業 計画 年次	全体 計画 年次												c/a	認可 c/b			
秋田市	八 橋	単 独	秋田市	S 7. 5.18	(臨海処理 区)	R6	R7	H25. 2.25	R3.3.26	S45. 4. 1	合流	※八橋、下浜南、羽川処理区を臨海処理区に統合	8,381.8	281,090	157,896	8,022.9	283,750	157,338	6,593.0	78.7	82.2		
	臨 海	流開	秋田市	S51. 4. 1				H30. 1.17		S57. 4. 1	分流												
			河辺町	H 1. 7. 7				H26. 7. 1		H 4. 4. 1	分流												
			雄和町	S63.10.12				H26. 7. 1		H 4. 4. 1	分流												
	下浜南	単 独	秋田市	H 3. 8. 6	H30.11.16	R7	R7	H25. 2.25	【特環】	H 4. 4. 1	分流	97.0	13,630	1,810	97.0	13,630	1,810	44.9	46.3	46.3			
	羽 川	単 独	秋田市	S63. 8.16				【特環】		H 1. 4. 1	分流												
	太平山	単 独	秋田市	H 1. 9.18				【特環】		H 3. 8. 1	分流												
秋田市計												8,478.8	294,720	159,706	8,119.9	297,380	159,148	6,637.9	78.3	81.7			
能代市	能 代	単 独	能代市	S24. 4. 7	H30.11.16	R7	R22	H27. 1.16	H30.11.16	S59.10. 1	分流	1,761.7	26,000	17,389	1,166.3	26,900	17,599	955.3	54.2	81.9			
横手市	横 手	流開	横手市	S58. 9.14	H30.11.16	R7	R22	H30. 1.12	H31. 2.13	H 1. 4. 1	分流	2,076.4	33,400	16,251	2,076.4	42,200	19,947	1,936.0	93.2	93.2			
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1	分流												
			平鹿町	H 1. 9. 5						H 5.10. 1	分流												
			雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1	分流												
			十文字町	H 1.10.13						H 8. 4. 1	分流												
			大雄村	H 2. 7.19						H 6. 4. 1	分流												
	相野々	単 独	山内村	H 8. 7.26	H30.11.16	R7	R22	H30. 1.12	H31. 2.13	H12. 9. 1	分流	H30計画より横手処理区に統合											
横手市計												2,076.4	33,400.0	16,251	2,076.4	42,200.0	19,947	1,936.0	93.2	93.2			
大館市	大 館	流開	大館市	M38.4.19	R5.3.24	R8	R22	R5.5.15	R5.5.2	H 4. 4. 1	分流	1,982.3	35,186	18,085	1,933.7	40,961	20,245	1,737.0	87.6	89.8			
			比内町	H 1. 7. 4				【特環】	【特環】	H 6. 4. 1	分流												
			田代町	H 2. 6.22				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流												
男鹿市	臨 海	流開	男鹿市	S54. 2. 9	R2.12.9	R7	R27	R2.10.2	R2.11.27	H 1. 4. 1	分流	883.1	6,990	3,046	883.1	14,710	6,249	845.3	95.7	95.7			
			若美町	S63. 7.12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流												
湯沢市	湯 沢	単 独	湯沢市	H 3. 7.17	R6.2.29	R12	R17	R5.12.15	R6.3.13	H 8. 4. 1	分流	597.8	12,000	5,795	597.8	12,900	6,206	515.8	86.3	86.3			
	大 谷	単 独	稲川町	H14. 3.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	H29計画より皆瀬処理区に統合											
	稲 川	単 独	稲川町	H15. 4.11	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H19. 3.31	分流	86.9	1,810	796	86.9	2,210	972	86.9	100.0	100.0			
	院 内	単 独	雄勝町	H16. 4.13	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分流	45.2	820	290	45.2	1,030	290	45.2	100.0	100.0			
	小 安	単 独	皆瀬村	H11. 1.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H14.10. 1	分流	26.9	260	200	26.9	324	250	26.9	100.0	100.0			
	皆 瀬	単 独	皆瀬村	H14. 3.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	16.8	130	130	16.8	166	140	16.8	100.0	100.0			
	湯沢市計											773.6	15,020	7,211	773.6	16,630	7,858	691.6	89.4	89.4			
	鹿角市	鹿 角	流開	鹿角市	S63.11.28	R3.3.18	R7	R22	R3.2.2	R3.3.10	H 7. 4. 1	分流	616.8	7,590	4,157	586.5	9,930	5,320	543.1	88.1	92.6		
湯 瀬		単 独	鹿角市	H17. 4.12	R3.3.18	R7	R22	R3.3.10		H22. 4. 1	分流	20.0	160	458	20.0	210	664	14.4	71.9	71.9			
鹿角市計												636.8	7,750	4,615	606.5	10,140	5,984	557.5	87.5	91.9			
由利本荘市	本 荘	単 独	本荘市	S57. 1. 6	R3.2.17	R7	R17	R2.10.6	R3.2.16	H 3. 4. 1	分流	862.5	24,160	9,977	862.5	26,920	11,006	752.4	87.2	87.2			
	西 目	単 独	西目町	S63.12.19				【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分流	H30計画より本荘処理区に統合											
	矢 島	単 独	矢島町	H 6.12. 5				R2.10.6	R3.2.16	H12. 4. 1	分流	278.0	2,200	898	278.0	3,060	1,213	180.0	64.7	64.7			
	道 川	単 独	岩城町	S60.11.26				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流	216.9	2,140	816	216.9	2,790	1,063	179.0	82.5	82.5			
	前 郷	単 独	由利町	S63.12.18				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流	137.8	1,350	515	137.8	1,740	655	97.0	70.4	70.4			
	岩 谷	単 独	大内町	H 6. 9.21				【特環】	【特環】	H12. 3.23	分流	212.4	2,300	1,002	212.4	3,100	1,314	212.4	100.0	100.0			
	由利本荘市計														1,707.6	32,150	13,208	1,707.6	37,610	15,251	1,420.8	83.2	83.2
	湯上市	臨 海	流開	昭和町				S51. 3.10	R 1. 8.26	R7	R27	H31. 4.17	R 1. 8.29	S61. 4. 1	分流	1,542.6	21,400	9,569	1,454.6	28,010	12,206	1,248.6	80.9
飯田川町				S57.12.28	S63. 4. 1	分流																	
天王町				S54. 2. 9	S61. 4. 1	分流																	
大仙市	大 曲	流開	大曲市	S57. 3.29	R5.12.20	R7	R27	R5.8.4	R5.12.22	S63. 4. 1	分流	1,474.9	24,307	11,164	1,454.3	30,262	13,632	1,366.6	92.7	94.0			
			神岡町	H13. 9. 4						H19. 3.31	分流												
			仙北町	H 4.10.16				【特環】	【特環】	H 8. 6. 1	分流												
			中仙町	S62.10.27				【特環】	【特環】	H 3.10. 1	分流												
	刈和野	単 独	西仙北町	H 5.12.13	H30.11.16	R7	R27	H30.12.13	H30.12.13	H10. 4. 1	分流	156.0	1,400	582	156.0	2,310	959	103.5	66.3	66.3			
	強 首	単 独	西仙北町	H 6.12.16	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分流	30.0	200	84	30.0	380	159	30.0	100.0	100.0			
	協 和	単 独	協和町	H 5. 9.29	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H 9. 3.31	分流	102.0	1,150	565	102.0	2,040	935	102.0	100.0	100.0			
	南 外	単 独	南外村	H17. 5.27	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H22. 3.31	分流	39.2	500	208	39.2	840	349	38.4	98.0	98.0			
	大仙市計											1,802.1	27,557	12,603	1,781.5	35,832	16,034	1,640.5	91.0	92.1			
	北秋田市	鷹 巣	単 独	鷹巣町	H 3. 8.23	R3.3.5	R7	R17	R3.2.25	R3.3.23	H10. 4. 1	分流	717.2	9,030	5,125	563.3	9,940	5,102	486.6	67.8	86.4		
米内沢		単 独	森吉町	H 2.11.26	R3.3.5	R7	R17	R3.2.25	R3.3.23	H 9. 4. 1	分流	322.9	3,350	1,676	233.8	2,940	1,470	224.6	69.6	96.1			
阿仁合		単 独	阿仁町	H10. 6. 9	R3.3.5	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3.31	分流	93.0	820	394	93.0	1,170	562	92.2	99.1	99.1			
合 川		単 独	合川町	H10. 9. 2	R3.3.5	R7	R17	R3.2.25	R3.3.23	H17. 7. 1	分流	241.2	2,720	1,400	98.0	1,470	757	94.3	39.1	96.6			
北秋田市計											1,374.3	15,920	8,595	988.1	15,520	7,891	897.7	65.3	90.3				
にかほ市	にかほ	単 独	仁賀保町	H 5. 1.29	R6.4.23	R10	R17	H22. 7.23	R6.4.23	H10. 4. 1	分流	1,161.0	14,500	9,334	892.7	14,230	9,461	641.9	55.3	71.9			
			金浦町							H 5. 1.29	H10. 4. 1										分流		
			象潟町							H 5. 1.29	H10. 4. 1										分流		
仙北市	大 曲	流開	角館町	S62.11. 9	R3.3.18	R7	R27	H29. 3. 3	R3.3.30	H 6. 4.15	分流	395.0	3,800	1,760	321.2	6,000	2,673	256.3	64.9	79.8			
	田沢湖	単 独	田沢湖町	S55. 3. 6	R3.3.18	R7	R27	H29. 3. 3	R3.3.30	S61. 6. 1	分流	348.1	2,430	1,775	321.8	3,360	2,197	263.8	75.8	82.0			
	仙北市計											743.1	6,230	3,535	643.0	9,360	4,870	520.1	70.0	80.9			
小坂町	鹿 角	流開	小坂町	H 7.11. 8	R3.3.24	R7	R22	H24. 7.21	H28. 3.17	H10. 4. 1	分流	230.8	1,720	690	184.6	2,820	1,107	164.0	71.1	88.8			
	十和田湖	単 独	小坂町	S56.10.19	R3. 3.24	R7	R7	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	分流	53.9	6,019	760	53.9	6,019	760	53.9	100.0	100.0			
小坂町計												284.7	7,739	1,450	238.5	8,839	1,867	217.9	76.5	91.4			
上小阿仁村	沖田面	単 独	上小阿仁村	H 9. 5.14	H30.11.16	R7	R22	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分流	74.0	550	303	74.0	900	495	74.0	100.0	100.0			
藤里町	藤 里	単 独	藤里町	H10. 6.29	R3.3.24	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	分流	121.0	1,800	715	121.0	2,320	920	100.0	82.6	82.6			
三種町	臨 海	流開	等丘町	S63.10.24	R3.3.18	R7	R27	【特環】	【特環】	H 4. 5. 1	分流	572.8	7,100	3,317	572.8	11,560	4,947	572.8	100.0	100.0			
			山本町	H 2.10.19						【特環】	【特環】										H 7. 4. 1	分流	
			八竜町	H 5. 6.15						【特環】	【特環】										H 8. 4. 1	分流	
八峰町	八 森	単 独	八森町	H 7.12.27	R3.3.30	R7	R22	【特環】	【特環】	H14. 3.14	分流	127.0	1,500	684	127.0	2,700	1,159	127.0	100.0	100.0			
	沢 目	単 独	峰浜村	H 9.12.24	R3.3.30	R7	R22	【特環】	【特環】	H16. 3.24	分流	81.0	1,400	564	81.0	2,100	842	81.0	100.0	100.0			
	八峰町計											208.0	2,900	1,248	208.0	4,800	2,001	208.0	100.0	100.0			
五城目町	臨 海	流開	五城目町	H 1. 6.27	R3.3.18	R7	R27	H28. 2.22	R3.3.22	H 5.10. 1	分流	474.8	3,500	1,352	393.0	5,780	2,167	387.0	81.5	98.5			
八郎潟町	臨 海	流開	八郎潟町	S61.11. 1	R3.3.25	R7	R7	H30.11.20	R3.4.19	H 2.10. 1	分流	295.0	5,210	2,315	295.0	5,640	2,495	283.3	96.0	96.0			
井川町	臨 海	流開	井川町	S62. 6.18	R3.3.25	R7	R7	【特環】	【特環】	H 2. 4. 1	分流	244.8	4,420	1,994	244.8	4,780	2,146	244.8	100.0	100.0			
大潟村	臨 海	流開	大潟村	S44. 5.10	R3.3.24	R7	R7	【特環】	【特環】	S44. 5.10	分流	310.3	3,100	2,593	310.3	3,100	2,593	310.3	100.0	100.0			
美郷町	大 曲	流開	大郷町	H 3.11.12	H30.11.16	R7	R27	H13. 3. 7	H16. 4.19	H10. 4. 1	分流	230.0	2,900	1,069	230.0	4,120	1,514	212.6	92.4</				

4) 下水道終末処理場の概要

(令和5年度末)

市 町 村 名	処 理 場 名	処理区名	処理 方式	処 理 開 始 年 月	水処理能力(日最大)			流 入 水 量		池 数			水 処 理 方 式
					全 体 (m³/日)	認 可 (m³/日)	現 有 (m³/日)	日 最 大 (m³/日)	日 平 均 (m³/日)	全 体	認 可	現 有	
秋 田 県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨 海	分流	S57.4	131,000	163,000	143,000	314,060	119,762	6	6	4	標準活性汚泥法
	大 曲 処 理 セ ン タ ー	大 曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	32,235	10,991	4	4	3	標準活性汚泥法
	横 手 処 理 セ ン タ ー	横 手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	18,936	11,749	3	3	3	標準活性汚泥法
	大 館 処 理 セ ン タ ー	大 館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	16,038	9,668	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿 角 処 理 セ ン タ ー	鹿 角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	5,727	4,006	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道 計 (5処理場)					201,800	231,800	207,000	386,996	156,176	19	18	14	
秋 田 市	仁 別 浄 化 セ ン タ ー	太 平 山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	330	260	4	4	2	OD法
能 代 市	能 代 終 末 処 理 場	能 代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	12,454	9,075	3	3	3	標準活性汚泥法
湯 沢 市	湯 沢 浄 化 セ ン タ ー	湯 沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	3,820	3,331	4	4	3	OD法
	小 安 浄 化 セ ン タ ー	小 安	分流	H14.10	600	600	600	295	209	1	1	1	POD法
	皆 瀬 浄 化 セ ン タ ー	皆 瀬	分流	H18.3	230	230	230	75	50	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲 川 浄 化 セ ン タ ー	稲 川	分流	H19.3	850	850	850	671	517	1	1	1	OD法
	院 内 浄 化 セ ン タ ー	院 内	分流	H20.9	600	600	600	244	178	1	1	1	POD法
鹿 角 市	湯 瀬 浄 化 セ ン タ ー	湯 瀬	分流	H22.4	800	400	340	30	21	2	2	1	OD法
由利本荘市	水 林 浄 化 セ ン タ ー	本 荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	6,129	4,277	5	4	3	標準活性汚泥法
	西 目 浄 化 セ ン タ ー	西 目	分流	H7.9	-	-	2,200	1,982	1,358	3	3	2	POD法 ※本荘処理区に統合予定
	矢 島 浄 化 セ ン タ ー	矢 島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,457	710	2	2	2	OD法
	道 川 浄 化 セ ン タ ー	道 川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,605	969	5	5	5	接触ばっ気法
	前 郷 浄 化 セ ン タ ー	前 郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	942	435	3	3	2	接触ばっ気法
	岩 谷 浄 化 セ ン タ ー	岩 谷	分流	H12.3	2,300	2,300	1,600	1,948	954	3	3	2	OD法
大 仙 市	協和中央浄化センター	協 和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	709	509	2	2	2	OD法
	刈 和 野 浄 化 セ ン タ ー	刈 和 野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	596	501	2	2	2	POD法
	強 首 浄 化 セ ン タ ー	強 首	分流	H10.4	380	380	380	111	88	1	1	1	POD法
	南 外 浄 化 セ ン タ ー	南 外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	94	83	1	1	1	POD法
北 秋 田 市	米 内 沢 浄 化 セ ン タ ー	米 内 沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	2,302	836	4	3	3	OD法
	鷹 巣 浄 化 セ ン タ ー	鷹 巣	分流	H10.4	5,200	5,200	3,720	3,577	2,256	5	5	3	OD法
	阿 仁 合 浄 化 セ ン タ ー	阿 仁 合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	491	243	2	2	1	OD法
	合 川 浄 化 セ ン タ ー	合 川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	1,347	451	4	4	4	土壌被覆型礫間接触酸化法
に か ほ 市	笹森クリーンセンター	に か ほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	5,060	4,073	8	8	5	OD法
仙 北 市	田 沢 湖 浄 化 セ ン タ ー	田 沢 湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,934	1,533	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖 田 面 浄 化 セ ン タ ー	沖 田 面	分流	H13.8	800	800	800	404	220	1	1	1	POD法
藤 里 町	藤 里 浄 化 セ ン タ ー	藤 里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	2,205	624	2	2	2	OD法
八 峰 町	八 森 浄 化 セ ン タ ー	八 森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	950	506	2	2	2	OD法
	沢 目 浄 化 セ ン タ ー	沢 目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	620	392	2	2	2	OD法
羽 後 町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,418	1,044	3	2	2	OD法
単独公共下水道 計 (29処理場)					96,940	89,360	74,927	54,800	35,703	83	80	66	
合 計					298,740	321,160	281,927	441,796	191,879	102	98	80	

5) 下水汚泥の状況

令和5年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道 管理者		処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備 考
			水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	
秋田県	流域 下水道	秋田臨海処理センター	43,833	140	43,833	3.1	24,814.2	81.6	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
							3,010.2	79.1	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		大曲処理センター	4,023	140	4,023	3.0	2,969.0	77.4	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化
		横手処理センター	4,300	110	4,300	2.9	3,253.1	77.4	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化(大曲T)
		大館処理センター	3,538	140	3,538	3.1	1,883.8	78.7	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠)-炭化
		鹿角処理センター	1,466	240	1,466	5.6	976.0	76.3	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(BP, 遠) -炭化(大館T)
	特環 公共	十和田湖水きらきら センター(秋田県分)	68				23.8	83.1	コンポスト	県南環境保全センター(株)(青森県)	脱水(遠)
流域下水道 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)			57,160 千m3			脱水ケキ	36,906.3 ton				
秋田市	仁別浄化センター	105	19	105	4.3	-	-	※汚泥発生なし	-	-	
能代市	能代終末処理場	4,883	136	4,883	1.7	1,056.7	78.2	炭化	資源化製品	濃縮-消化-脱水(SP) -炭化(大館T)	
湯沢市	湯沢浄化センター	1,216	210	1,218	0.8	348.2	81.7	焼却	UBE三菱セメント(株)	濃縮-脱水(遠)	
						460.2	81.7	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)	
	小安浄化センター	76	56	76	1.6	3.3	13.4	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	18	160	18	6.2			※濃縮汚泥84m3		汚泥は小安で一括処理	
	稲川浄化センター	189	230	189	1.6	122.3	81.1	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)	
						9.8	81.1	コンポスト	岩手コンポスト(株)	脱水(SP)	
院内浄化センター	65	140	65	1.7	33.3	81.4	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)		
鹿角市	湯瀬浄化センター	7	127	7	1.9	3.1	83.1	炭化	資源化製品	脱水(多)-炭化(大館T)	
由利本荘市	水林浄化センター	1,592	182	1,592	5.4	1,166.9	75.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	矢島浄化センター	259	220	259	6.5	194.0	90.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
	道川浄化センター	353	178	353	15.3	204.0	84.3	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)	
	前郷浄化センター	159	187	159	4.5	599.8	98.0	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	岩谷浄化センター	348	195	348	4.1	2,660.0	98.4	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	497	203	497	13.1	3,000.0	98.5	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野浄化センター	175	238	175	1.9	15.6	7.5	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	強首浄化センター	34	235	34	2.0	2.3	6.5	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	協和中央浄化センター	193	205	193	1.6	33.2	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)	
						151.1	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)	
	南外浄化センター	32	190	30	1.4	21.1	82.5	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)	
北秋田市	鷹巣浄化センター	826	171	826	6.5	1,137.9	84.6	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	米内沢浄化センター	306	103	306	2.5	209.3	83.9	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	阿仁合浄化センター	88	133	88	3.1	67.7	88.3	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	合川浄化センター	165	176	165	2.2	42.4	85.0	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
にかほ市	笹森クリーンセンター	1,491	109	1,491	1.9	889.6	82.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
仙北市	田沢湖浄化センター	618	94	618	3.0	133.6	72.8	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面浄化センター	80	217	80	2.1	16.1	60.2	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	228	220	228	1.4	26.9	19.9	炭化	資源化製品	脱水(多)-乾燥 -炭化(大館T)	
八峰町	八森浄化センター	183	197	183	1.6	130.2	83.9	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠) -炭化(大館T)	
	沢目浄化センター	143	160	143	2.2	104.2	82.8	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(多) -炭化(大館T)	
羽後町	西馬音内浄化センター	393	248	393	2.4	258.5	84.3	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)	
単独公共下水道 計			14,722 千m3			脱水ケキ	6,841.5 ton		●濃縮汚泥		BP : ベルトプレス SP : スクリュープレス RP : ロータリプレス 遠 : 遠心 多 : 多重円盤
						濃縮汚泥	6,259.8 m3				
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)			71,882 千m3			脱水ケキ	43,747.8 ton				
						濃縮汚泥	6,259.8 m3				

② 下水汚泥の現状

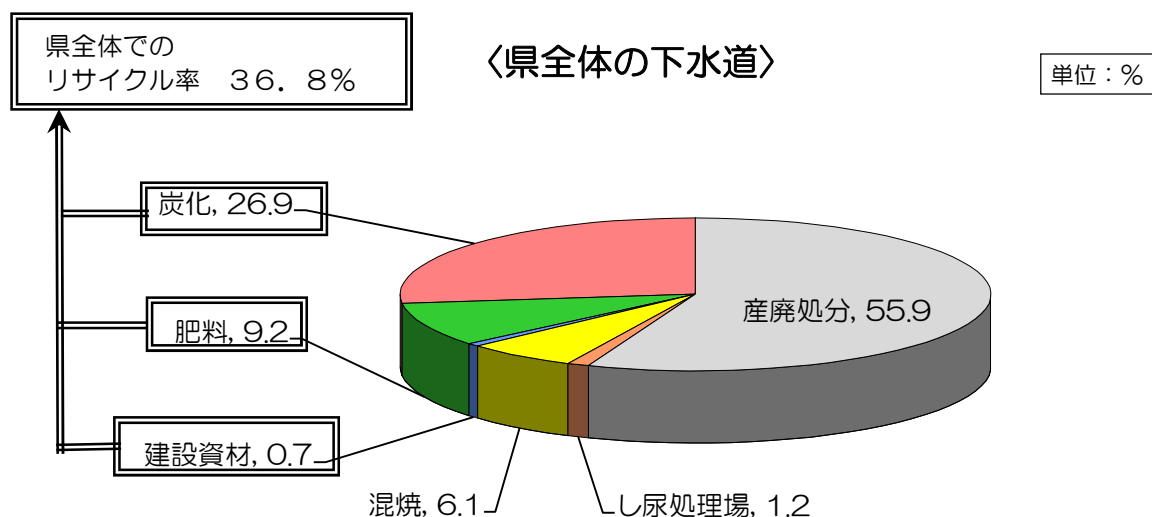
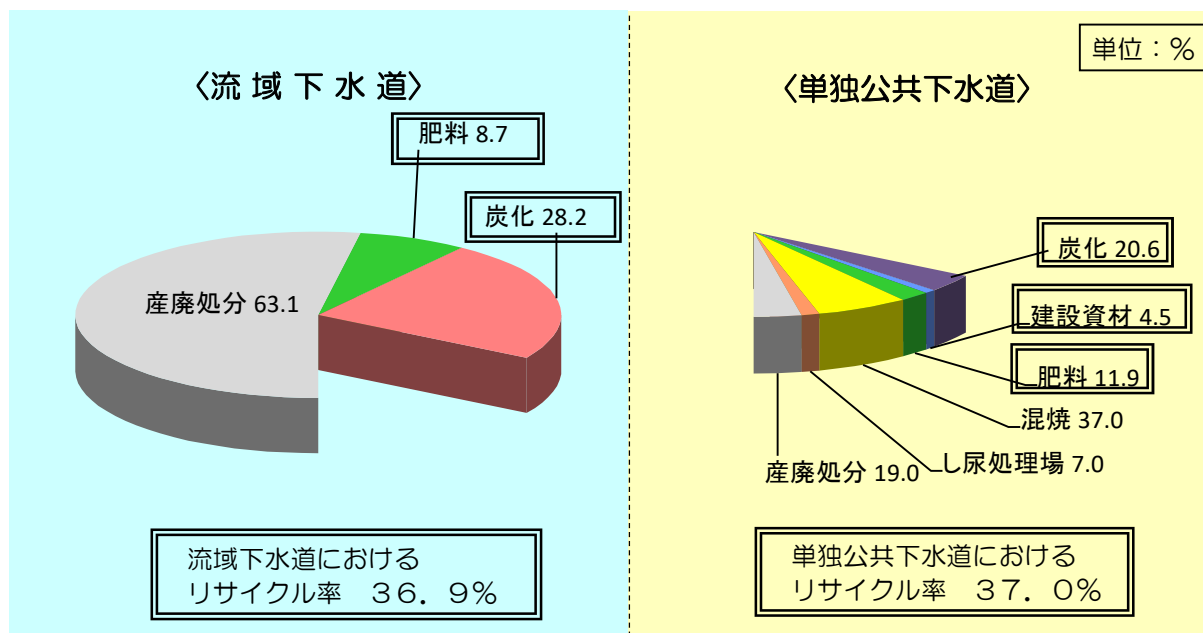
イ) 県内の発生状況（令和5年度実績）

50,008 WT-ton/年 ※8,651 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 36,906 WT-ton/年 ※7,234 DS-ton/年 (83.6)%	〈単独公共下水道〉 13,101 WT-ton/年 ※1,417 DS-ton/年 (16.4)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ) 令和5年度汚泥処理処分状況（構成比率）



(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和5年度末)

処 理 施 設 名		汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道		10,128	万人	81.4%
農業集落排水施設等		294	〃	2.4%
合併処理浄化槽		1,177	〃	9.5%
	浄化槽市町村整備推進事業等分	82	〃	0.7%
	浄化槽設置整備事業分	623	〃	5.0%
	上記以外分	472	〃	3.8%
コミュニティ・プラント		15	〃	0.1%
合 計		11,614	万人	93.3%
総 人 口(住民基本台帳人口)		12,448	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和5年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

1) 都道府県別普及状況

(令和5年度末)

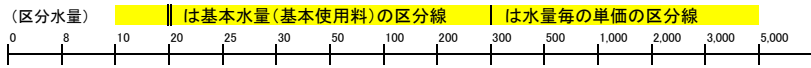
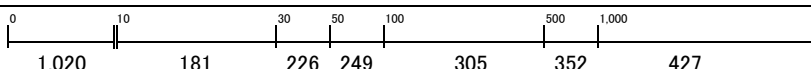
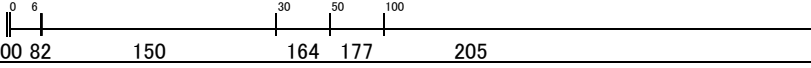
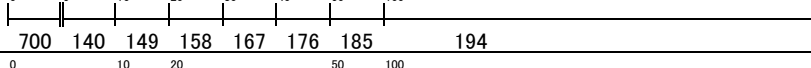
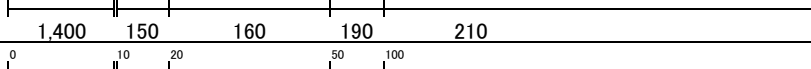
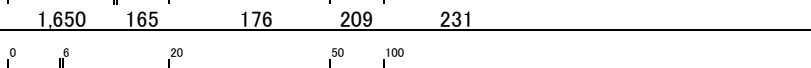
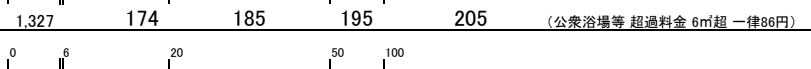
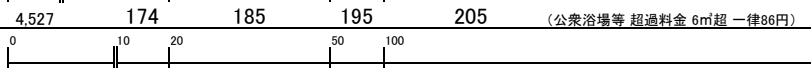
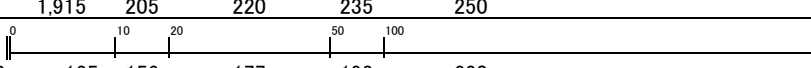
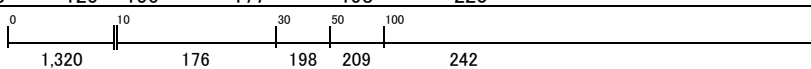
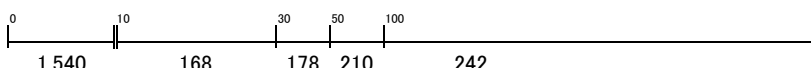
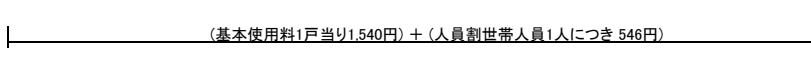
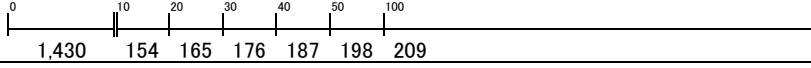
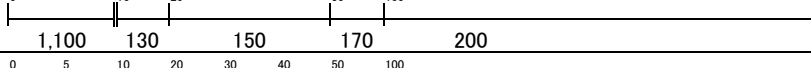
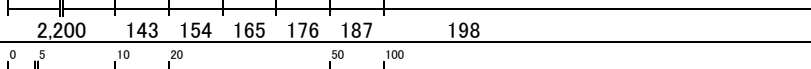
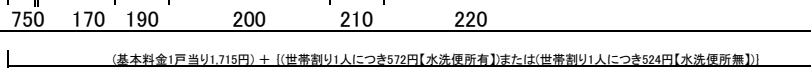
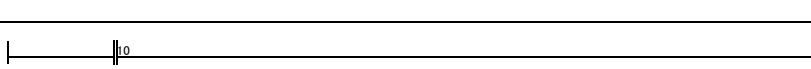
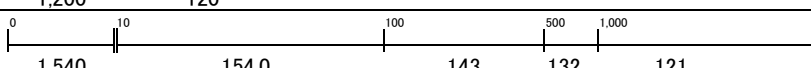
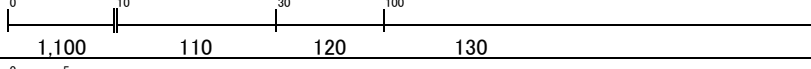
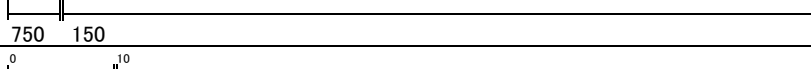
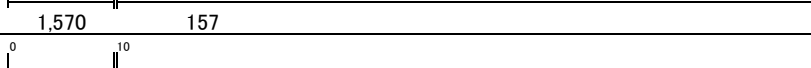
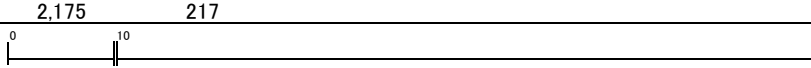
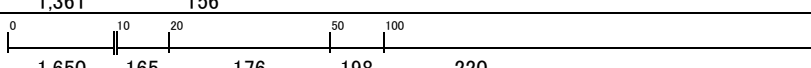
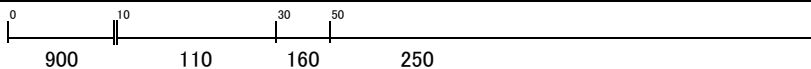
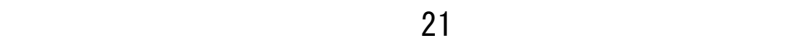
都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	96.5%	92.0%	大 阪 府	98.3%	96.9%
青 森 県	83.1%	63.6%	兵 庫 県	99.0%	94.2%
岩 手 県	85.4%	63.6%	奈 良 県	91.3%	83.4%
宮 城 県	93.6%	83.8%	和 歌 山 県	70.7%	30.2%
秋 田 県	89.6%	69.1%	鳥 取 県	96.0%	74.6%
山 形 県	94.5%	79.3%	島 根 県	83.8%	52.6%
福 島 県	87.1%	56.0%	岡 山 県	89.0%	70.5%
茨 城 県	88.1%	65.4%	広 島 県	90.7%	77.5%
栃 木 県	89.9%	69.7%	山 口 県	90.0%	69.4%
群 馬 県	85.0%	56.7%	徳 島 県	68.5%	19.5%
埼 玉 県	94.0%	83.6%	香 川 県	81.9%	47.2%
千 葉 県	91.2%	77.6%	愛 媛 県	83.7%	57.8%
東 京 都	99.9%	99.7%	高 知 県	78.6%	41.9%
神 奈 川 県	98.5%	97.1%	福 岡 県	94.6%	84.3%
新 潟 県	89.9%	78.6%	佐 賀 県	87.7%	64.5%
富 山 県	97.8%	87.7%	長 崎 県	84.2%	64.7%
石 川 県	95.3%	85.8%	熊 本 県	89.9%	71.0%
福 井 県	97.8%	83.7%	大 分 県	82.8%	55.8%
山 梨 県	87.0%	69.4%	宮 崎 県	89.7%	61.8%
長 野 県	98.3%	85.5%	鹿 児 島 県	85.7%	43.7%
岐 阜 県	94.2%	78.2%	沖 縄 県	88.1%	72.2%
静 岡 県	85.7%	66.0%			
愛 知 県	93.2%	81.5%			
三 重 県	89.6%	61.0%	全 国 計	93.3%	81.4%
滋 賀 県	99.2%	93.0%	秋 田 県 順 位	89.6%	69.1%
京 都 府	98.8%	95.6%		28位	29位

令和5年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

令和6年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体		使 用 料 体 系	基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)
		(区分水量) 				
秋 田 市			10	1,020	税抜き	3,113
能 代 市			0	500	税抜き	3,401
横 手 市			5	700	税抜き	3,179
大 館 市			10	1,400	税抜き	3,190
男 鹿 市			10	1,650	税込み	3,300
湯 沢 市	旧湯沢市、旧皆瀬町、 旧雄勝町地区		6	1,327	税込み	3,763
	旧 稲 川 町 地 区		6	4,527	税込み	6,963
鹿 角 市			10	1,915	税込み	3,965
由 利 本 荘 市			0	523	税込み	3,333
潟 上 市			10	1,320	税込み	3,080
大 仙 市	大 (従 量 制)		10	1,540	税込み	3,220
	大 (定 額 制)	(基本使用料1戸当り1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)	-	1,540	税込み	3,178
北 秋 田 市			10	1,430	税込み	2,970
に か ほ 市			10	1,100	税抜き	2,640
仙 北 市			10	2,200	税込み	3,630
小 坂 町			5	750	税抜き	3,850
上 小 阿 仁 村		(基本料金1戸当り1,715円) + [(世帯割り1人につき572円【水洗便所有】または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】)]	-	1,715	税抜き	3,774
藤 里 町			10	1,200	税抜き	2,640
三 種 町			10	1,540	税込み	3,080
八 峰 町			10	1,650	税込み	3,300
五 城 目 町			10	1,100	税抜き	2,420
八 郎 潟 町			5	750	税抜き	3,300
井 川 町			10	1,570	税込み	3,140
大 潟 村			10	2,175	税抜き	4,779
美 郷 町			10	1,361	税込み	2,921
羽 後 町			10	1,650	税込み	3,300
県 ・ 十 和 田 湖			10	900	税抜き	2,200

(2) 受益者負担金

令和6年4月現在

市 町 村 名	供用開始	負担(分担)区	単 位 負 担 金 額 (円/㎡)			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率(%)	報 奨 金 制 度 等	備 考		
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回 数	納入月					
秋 田 市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5% (督促状発送した10日以前は、7.25%)				
	平成5.4	旧河辺町全域			335									
	平成4.4	旧雄和町全域			335									
能 代 市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6.9,11,2	14.5				
		出戸第1,浜通第1		1/5	370									
		長崎,出戸第2、 浜通第2、向能代、 中川原、東能代		1/5	480									
横 手 市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7.10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)				
		横手公共第2		1/3	480									
		横手公共第3		1/3	420									
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)								戸数割り 50,000 面積割り 280	
			平鹿公共	末端管渠費	100%									340
	平成元.4	雄物川公共		1戸当たり 74,000 面積当たり 150										
					十文字公共								末端管渠費	30%
	平成12.9	山内公共	末端管渠費	2.5%	戸数割り 90,000 面積割り(建築物) 300									
			大雄公共	末端管渠費									100%	330
			平成元.4											
大 館 市	平成4.4	旧大館市全域 (真中地区を除く)	末端管渠費	1/4	420	申告書提出後	5	4	6.9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 負担総額の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%			
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390									
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350									
	令和4.4	旧大館市 真中地区全域	戸数当たり 200,000円			使用時と同時	1	1	使用時		なし			
男 鹿 市	平成元.4	男鹿第1,2 男鹿第3	末端管渠費	30%	400 410	供用開始と同時	5	4	5.9,11,2	14.5	500m2を 超える 面積は 猶予			
		平成4.4		旧若美町全域	末端管渠費					1/4		200 300 400 500	14.6	
	200㎡未満		200											
	200～350㎡未満		300											
350～500㎡未満	400													
500㎡以上	500													
湯 沢 市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6.9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の10%			
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%	140,000									
			一般用(1戸当たり)											
			団体用1種(1箇所当たり)											
	平成20.9	院内	団体用2種(1箇所当たり)											
			営業用(1箇所当たり)											
			総事業費	4.3%	160,000									
	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	一般用	(1戸当たり)										
団体用			(1箇所当たり)											
営業用														
平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%	160,000 200,000 10,000 5,000										
鹿 角 市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6.8,10,1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%(1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%)	負担金の6%			
	平成3.4	本荘第1～5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6.8,10,1	14.5				
平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%		1		1	7	14.5					
平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100	10		12	毎月	14.6					
平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内		10		4	6.9,12,3	14.6					
平成12.3	旧大内町全域	戸数割り		350,000	5		4	6.9,12,2						
		1戸当たり事業費	4%		200,000									
		戸数割り												
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5		5	4	5.8,11,2	14.6						
		戸数割り		200,000										

市 町 村 名	供用開始	負担(分担)区	単 位 負 担 金 額 (円/㎡)			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率 (％)	報 奨 金 制 度 等	備 考
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回 数	納入月			
潟 上 市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
大 仙 市	昭和63.4	大曲第1	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
		大曲第2			398							
		大曲第3			390							
		大曲第4			410							
		大曲第5			430							
		大曲第6			430							
		大曲第7			430							
	平成19.3	神岡	1基当たり	150,000	3		1	12	14.6 (1ヶ月まで7.3)			
	平成3.10	中仙第1～9	末端管渠費	100%	330		5	4		6,9,11,2		
	平成9.3	協和	1戸当たり	150,000	5		1	3				
	平成8.6	仙北	1受益者当たり	360,000	5		1	12				
	平成10.4	西仙北	1受益者当たり	150,000	5		1	12				
	平成22.3	南外	1基当たり	150,000	3		1	12				
北 秋 田 市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6,8,10,12	14.5	負担金 の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金 の5%	
	平成15.3	阿仁	1戸当たり	100,000	供用開始と同時	2～3	1	6	14.5			
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
に か ほ 市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金 の 9.5%	
仙 北 市	平成6.4	角館第1～4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金 の 2～20%	過誤納 の還付 あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第2			320							
		宿			390							
		潟前			340							
	春山	総事業費	3/10	290								
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290	1/10	290						
小 坂 町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	(合算)	供用開始と同時	5	4	6,9,11,1	14.5		
			戸数割り 面積割り	105,000 100								
上 小 阿 仁 村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤 里 町	平成15.3	全域	1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ					
三 種 町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡)	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金 の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5～6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り	150,000								
八 峰 町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費		120,000	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5	分担金 の5%	
	平成16.3	(旧峰浜村) 第1期 第2期(一部)	1受益地当たり	180,000	供用開始と同時							
五 城 目 町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5		
八 郎 潟 町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井 川 町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金 の6%	
			面積割り(330㎡上限)	100								
			世帯人口割り	11,000								
			戸数割り	83,000								
大 潟 村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美 郷 町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始日の 翌年度初め	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を発して10日 を経過した日から) 7.3(督促状を発する前の 期間及び督促状を発した 日から10日まで)		
			個別均等割り 面積割(宅地面積当り)	64,000 119								
羽 後 町	平成16.4	西馬音内	1戸当たり	200,000	供用開始と同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を発した日 から10日まで)	分担金 の10%		
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

(3)水洗化助成・貸付制度

令和6年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
秋 田 市	・供用開始の日から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円（中心市街地区域10万円） ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内（125万円限度）	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能 代 市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算 ※令和元年度以前の事業で限度額に達している方も再度利用できる。	汲取便所と同様	対象工事1件当り100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横 手 市	（助成制度なし）		1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援 （いずれも工事費30万円以上） ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外から転入 工事費の20%、限度額50万円 ⑥移住者支援 工事費の15%、限度額40万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は限度額150万円	60ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男 鹿 市	（助成制度なし）		（貸付制度なし）					
湯 沢 市	（助成制度なし）		工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3年以内（下水道） 設置後1年以内（浄化槽）	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿 角 市	工事費が10万円以上（税込） および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業：18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由 利 本 荘 市	住宅リフォーム補助 工事費の15% （工事費50万円以上） 限度額15万円	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
潟 上 市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% （工事費50万円以上に限る） 限度額4～30万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月以内均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 仙 市	（助成制度なし）	合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	（貸付制度なし）					

令和6年4月現在

令和6年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
に か ほ 市	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円 高齢者持ち家型 工事費10%又は最大20万円	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・住宅リフォーム補助 ※条件同左	(貸付制度なし)					
仙 北 市	(助成制度なし) 仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん実施(あっせん額は1件につき100万円以内)	汲取便所と同様	(貸付制度なし)					
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限:20万円	汲取便所と同様	(貸付制度なし)					
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%(下限工事費:50万円) 上限:20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%分を負担	汲取便所と同様		
藤 里 町	・加入奨励金:上限7万円 ・資金対策助成金:上限4.2万円 ・積立奨励金:上限3万円 ・環境浄化促進助成金(配管、柵、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)					
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費:20万円) 上限:15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合 は、1箇所につき30万円以内を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧峰浜村地区)								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)・・・工事費の10% 上限:20万円 子育て世帯(中古住宅購入)・・・工事費の15% 上限:30万円 移住定住(定着回帰型)・・・工事費の10% 上限:20万円 移住定住(中古住宅購入型)・・・工事費の15% 上限:30万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合 は1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 郎 湯 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 要件:補助対象工事費50万円以上(消費税込み) 1.子育て世帯(持家型)・・・工事費の15% 上限:30万円 2.空き家購入型・・・工事費の50% 上限:40万円 ※但し、下記要件を満たす場合はそれぞれ20万円加算(最大60万円加算) ①子育て世帯②移住・定住世帯③空き家/バンク登録物件を取得する場合 3.移住定住(定着回帰型)・・・工事費の15% 上限:30万円		1世帯当り100万円 貸家7パート等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井 川 町	一世帯当10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7パート等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限20万円		(貸付制度なし)					
羽 後 町	令和5年度より廃止		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
東 成 瀬 村	1.住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2.子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円		(貸付制度なし)					

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制(排除基準)

対象物質又は項目	下水道法 下水道法施行令	除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4第1項	第12条の2第3項 第9条の5第1項 第9条の5第2項	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380mg/L未満	125mg/L未満
水素イオン濃度	海 域 そ の 他	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
生物化学的酸素要求量 (B O D)				600mg/L未満	300mg/L未満
浮遊物質質量 (S S)				600mg/L未満	300mg/L未満
温度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ . 鉱 油 類 ロ . 動植物油脂類	5mg/L超 30mg/L超		5 30	
沃 素 消 費 量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)			1(0.5)		
鉛及びその化合物			0.1		
六価クロム化合物			0.2		
砒素及びその化合物			0.1		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四塩化炭素			0.02		
1 , 2 - ジクロロエタン			0.04		
1 , 1 - ジクロロエチレン			1		
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン			0.4		
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン			3		
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン			0.06		
1 , 3 - ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03		
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)			0.2		
ベンゼン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域 そ の 他		230 10		
ふっ素及びその化合物	海 域 そ の 他		15 8		
1 , 4 - ジオキサン			0.5		
フェノール類			5(0.5)		
銅及びその化合物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物(溶解性)			10		
マンガン及びその化合物(溶解性)			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L		

1 ()は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

(2)放流水に対する規制(排水基準)

法 令		水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
対象物質または項目			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.2			
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1，2－ジクロロエタン		0.04			
1，1－ジクロロエチレン		1			
シス－1，2－ジクロロエチレン		0.4			
1，1，1－トリクロロエタン		3			
1，1，2－トリクロロエタン		0.06			
1，3－ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1，4－ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0～9.0			
	そ の 他	5.8～8.6			
生物化学的酸素要求量（B O D）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（C O D）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量（S S）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガ含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			
ダイオキシシン類		10pg-TEQ/L			

1 ()は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度、大腸菌群数及びダイオキシシン類を除きすべてmg/L

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 ダイオキシシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

○処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

*下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

○放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

*令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)^{イカヅチ}五十土地区、潟上市(旧飯田川町)^{イモカワ}妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始
}

令和5年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	7	8.9	88.9
R4	0	0	0	4	8.9	89.2
R5	0	0	0	5	8.6	89.6
累 計	201	201	193	40		

*1 供用地区には、公共下水道接続の地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区〈処理区〉一覧表

(令和5年度末)

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
鹿角市		3 (3)	小豆沢	411	H10	H13	H13.4	
			谷内・永田	499	H15	H20	H20.4	
			末広	590	H23	H27	H27.4	
小坂町								農業集落排水施設計画なし
大館市	大館市	7 (5)	餌釣	234	S62	H1	H2.4	
			山館	401	H3	H5	H5.8	
			(真中)		H5	H9	H8.8	R4.4.1公共下水道へ接続
			(沢尻)		H7	H9	H9.8	H29.12十二所北処理区へ統合
			麓西	372	H9	H11	H12.4	
			四羽出	584	H10	H14	H15.4	
			十二所北〔沢尻〕	1,398	H15	H20	H21.4	
	比内町	3 (3)	小新田・羽立	166	H9	H11	H11.5	
			八木橋	339	H12	H16	H15.5	
			独鈷中野	1,272	H17	H22	H21.4	
	田代町	2 (2)	山田	488	H9	H11	H11.7	
			岩野目	115	H13	H15	H16.4	
北秋田市	鷹巣町	2 (2)	脇神	164	H8	H10	H10.6	
			坊沢	704	H12	H17	H15.10	
	森吉町	2 (2)	浦田	394	H8	H10	H10.6	
			前田	795	H12	H16	H14.8	
	阿仁町	1 (1)	根子	114	H13	H15	H15.11	
	合川町	11 (9)	(上杉)		H3	H5	H5.7	R5.3.31公共下水道へ接続
			(下杉)		H5	H7	H7.8	R5.3.31公共下水道へ接続
			西	556	H12	H17	H18.4	
			羽根山	180	H8	H10	H10.7	
			合川(鎌沢)	130	S59	S62	S63.1	
			合川(三木田)	120	S58	S60	S61.1	
			合川(三里)	99	S63	H4	H4.5	
			根田、芹沢	281	H9	H12	H12.12	
			木戸石	516	H6	H8	H8.7	
			増沢	160	H7	H9	H9.11	
			道城	147	H18	H22	H22.4	
上小阿仁村		4 (3)	上仏社	58	H2	H4	H4.7	
			(五反沢)		H5	H7	H8.7	R4.4.1公共下水道へ接続
			小沢田	411	H8	H11	H11.4	
			羽立	234	H12	H15	H15.4	
能代市	能代市	1 (1)	浜浅内	207	H9	H11	H11.8	
	ニツ井町							農業集落排水施設計画なし
藤里町		1 (1)	中通	145	H11	H15	H14.12	
三種町	琴丘町	1 (1)	大又	257	H11	H16	H14.8	
	山本町	2 (2)	下岩川	581	H18	H23	H23.4	
			外岡・羽立	239	H13	H16	H16.4	
	八竜町	2 (1)	(八竜(釜谷)) 芦崎	507	S58 H7	S61 H10	S62.4 H9.4	H30.4公共下水道へ接続
八峰町	八森町							農業集落排水施設計画なし
	峰浜村	3 (3)	石川	377	H10	H13	H12.12	
			岩子・大久保岱	185	H14	H17	H17.3	
秋田市	秋田市	11 (3)	(豊岩(豊巻))		S60	S63	H1.4	R3.10公共下水道へ接続
			(豊岩(小山))		S60	H1	H2.4	R3.10公共下水道へ接続
			(石田坂)		S61	H1	H2.4	R3.4公共下水道へ接続
			(笹岡)		H2	H4	H4.10	R4.4.1公共下水道へ接続
			(寒川)		H5	H7	H7.10	H29.4下北手中央処理区へ統合
			(下新城北部)		H6	H8	H9.4	R5.4.1公共下水道へ接続
			上新城	970	H9	H12	H12.4	
			(下新城南部)		H11	H14	H14.4	R5.4.1公共下水道へ接続
			上北手東部	165	H13	H16	H16.4	
			下北手中央〔寒川〕	669	H16	H20	H20.4	
			(金足)		H19	H25	H25.4	1期H19～H25 2期 H20～H24 H25.4公共下水道へ接続
	河辺町	7 (5)	(砂子淵)		H6	H8	H8.10	R2.4岩見三内中央地区へ統合
			岩見三内中央	288	H10	H12	H12.12	
			(飛沢)		H1	H2	H3.4	H31.4河辺岩見山内中央処理区へ統合
			河辺岩見山内中央(岩見山内中央)〔飛沢〕	652	S58	S63	S59.6	
			下三内	331	H6	H8	H8.4	
			赤平	380	H3	H5	H5.4	
			岩見	236	H15	H20	H20.4	
	雄和町	5 (4)	雄和(新波)	324	S58	S63	S63.12	
			向野	291	H4	H6	H6.7	
			(戸賀沢)		H6	H9	H8.12	R4.4.1公共下水道へ接続
			萱ヶ沢	258	H9	H12	H12.12	
			種平	515	H12	H17	H16.7	
男鹿市	男鹿市	1 (1)	五里合	1,017	H6	H10	H9.12	
	若美町							農業集落排水施設計画なし

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要		
					着工	完了				
潟上市	昭和町	1 (0)	(豊川)		H10	H13	H14.3	R5.4公共下水道へ接続		
	飯田川町	3 (0)	(妹川)		S57	H2	S63.4	S63.4公共下水道へ接続		
			(新道)		H3	H6	H6.4	H6.4公共下水道へ接続		
			(飯塚浜)		H1	H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続		
	天王町	3 (0)	(湖岸)		H1	H4	H4.4	H24.12公共下水道へ接続		
(羽立)				H5	H7	H8.4	H24.12公共下水道へ接続			
(大崎)				S59	S63	S64.1	H22.11公共下水道へ接続			
五城目町		1 (0)	(上山内)		H7	H11	H11.5	H25.4公共下水道へ接続		
八郎潟町		2 (0)	(小池)		S63	H2	H3.3	H25.4公共下水道へ接続		
			(浦大町)		H5	H7	H7.4	H25.4公共下水道へ接続		
井川町		2 (0)	(井内)		H5	H7	H7.4	H25.3公共下水道へ接続		
			(蒔田)		H11	H16	H14.4	H25.3公共下水道へ接続		
大潟村								農業集落排水施設計画なし		
由利本荘市	本荘市	10 (10)	万願寺<小友第一>	1,080	H4	H6	H6.7			
			内越第一<内越畑谷>[北内越第二]	924	H5	H7	H7.6			
			小友第二	311	H5	H7	H7.10			
			子吉[南福田]	1,759	H6	H8	H8.7			
			石沢第二	572	H7	H10	H9.6			
			南内越第二	597	H9	H11	H11.4			
			石沢第一	768	H11	H14	H13.11			
			(北内越第二)		H13	H18	H17.1	H30.11内越第一処理区へ統合		
			松ヶ崎第二<芦川>	91	H19	H23	H24.4			
			松ヶ崎第二<親川>	61	H19	H23	H23.4			
			松ヶ崎第二<深沢>	127	H19	H23	H22.4			
			小友第三	297	H17	H21	H22.4			
	矢島町	4 (1)	(元町・荒沢)		H4	H6	H6.6	R3.1公共下水道へ接続		
			(郷内・坂之下)		H5	H7	H7.8	R3.12公共下水道へ接続		
			川辺・木在	377	H6	H8	H8.6			
			(新荘・立石)		H7	H9	H9.5	R6.3.22公共下水道へ接続		
	岩城町	4 (4)	岩城<亀田>	1,083	S62	H5	H4.4			
			上蛇田	77	H5	H7	H7.4			
			高畑	271	H7	H9	H10.4			
			滝俣	121	H9	H11	H11.4			
	由利町	14 (10)	由利第二<五十土>	132	S57	S59	S59.6			
			由利<山本>[土倉]	448	S58	S61	S61.8			
			由利第三<久保田>	86	S59	S61	S62.8			
			由利第六<小菅野>	79	S61	S62	S63.8			
			川西	469	S63	H4	H4.9			
			由利第五<東鮎川>[町村・中畑]	685	H2	H4	H4.9			
			(町村)		H3	H4	H4.9	H4.9東鮎川処理区へ統合		
			由利第八<黒沢明法>	233	H4	H6	H6.8			
			由利第七<曲沢>	172	H4	H6	H6.8			
			吉沢	164	H5	H7	H7.6			
			(南福田)		H5	H7	H7.6	H29.4子吉処理区へ統合		
			(土倉)		H6	H7	H8.4	H30.4山本処理区へ統合		
			(中畑)		H7	H9	H9.6	H23.12東鮎川処理区へ統合		
			屋敷	60	H8	H10	H10.6			
	西目町	1 (1)	西目南部	743	H9	H12	H12.6			
	鳥海町	3 (2)	伏見・上川内[平根]	1,416	H9	H11	H11.4			
			(平根)		H16	H18	H17.3	H17.3伏見上川内処理区へ統合		
	東由利町	4 (3)	笹子	862	H13	H16	H15.4			
			老方館合[田代黒淵]	1,461	H8	H10	H10.7			
			蔵・法内	650	H13	H16	H16.4			
			大琴	340	H17	H21	H21.10			
	大内町	7 (5)	(田代黒淵)		H24	H28	H29.4	H29.4老方館合処理区へ統合		
			松本	556	H6	H9	H9.6			
			岩野目沢	236	H8	H10	H10.6			
			檜淵[羽広・滝]	419	H10	H13	H13.3			
			(滝)		H11	H15	H15.3	H15.3檜淵処理区へ統合		
			(羽広)		H11	H15	H15.3	H15.3檜淵処理区へ統合		
			中帳	194	H19	H23	H23.4			
			葛岡・新田	1,073	H16	H21	H22.4			
	にかほ市	仁賀保町	8 (7)	院内	811	H1	H4	H4.5		
百目木				386	H2	H5	H5.5			
杉山				514	H3	H5	H5.5			
伊勢居地[桂坂]				621	H4	H7	H6.11			
小国				343	H5	H7	H7.5			
(桂坂)					H6	H8	H8.5	H28.4伊勢居地処理区へ統合		
冬師				39	H9	H11	H11.5			
釜ヶ台				96	H10	H12	H12.5			
金浦町				1 (1)	大竹	297	H8	H10	H10.8	
象潟町				6 (6)	小滝	330	H4	H8	H6.11	
		西中野沢	125		H5	H7	H7.10			
		上郷北部	492		H7	H9	H9.11			
		関	150		H8	H10	H10.10			
		上郷南部	441		H10	H12	H12.8			
		上浜中央	1,226		H14	H19	H17.10			

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
大仙市	大曲市	3 (3)	中田・宮林	599	H10	H13	H13.9	
			大曲西部	1,397	H14	H19	H19.10	
			角間川	409	H20	H24	H24.3	
	神岡町	2 (1)	(神岡東部)		H9	H11	H11.4	R4.12公共下水道へ接続
			神岡西部	459	H14	H18	H17.4	
	西仙北町	2 (2)	上野	729	H8	H11	H10.11	
			川里	946	H10	H13	H13.2	
	中仙町	3 (3)	中荒井	484	H9	H12	H12.9	
			大神成	289	H12	H15	H15.8	
			田ノ尻	446	H16	H20	H20.10	
	協和町	10 (10)	一ノ渡	245	H10	H12	H12.9	
			稲沢	130	H6	H9	H9.3	
			水沢	248	H12	H15	H14.11	
			白岩	181	H7	H9	H9.9	
			川口	158	H8	H10	H10.3	
			小種	465	H11	H14	H14.8	
			沢庄	202	H16	H20	H20.3	
			宇津野	301	H13	H16	H16.4	
			下淀川	311	H15	H18	H18.4	
			峰吉川	690	H17	H21	H21.3	
	南外村							農業集落排水施設計画なし
	仙北町	5 (1)	(薬師)		H1	H4	H4.6	R2.12公共下水道へ接続
			(福田)		H3	H6	H6.7	R2.12公共下水道へ接続
			(弘田)		H6	H10	H11.5	R2.12公共下水道へ接続
			仙北北部 (板見内)	710	H9	H13	H14.3	
	太田町	5 (5)	横沢	1,004	H6	H9	H9.4	
			大町	673	H7	H10	H10.6	
			小神成	1,218	H10	H15	H13.6	
			太田今泉	894	H14	H19	H19.7	
			三本扇	510	H18	H23	H24.3	
仙北市	角館町	1 (1)	前郷	434	H9	H12	H13.4	
	田沢湖町	1 (1)	田沢	290	H17	H21	H22.4	
	西木村	5 (5)	戸沢	67	H7	H9	H10.3	
			桧木内	953	H10	H13	H12.4	
			西明寺西部	418	H7	H10	H10.3	
			西明寺	602	S63	H4	H4.4	
			西明寺南部	920	H4	H8	H8.4	
美郷町	六郷町							農業集落排水施設計画なし
	千畑町	3 (3)	一丈木	1,042	H1	H5	H4.4	
			本堂	697	H3	H7	H7.4	大仙市の一部区域を含む
			上畑屋	809	H7	H11	H10.3	
	仙南村	3 (2)	仙南(後三年)	237	S58	S62	S61.11	横手市の一部区域を含む
			(仙南)(飯詰)		S62	H2	H2.4	R6.3流域下水道(大曲)に接続
横手市	横手市	1 (1)	金沢	629	H21	H26	H25.4	
	増田町							農業集落排水施設計画なし
	平鹿町							農業集落排水施設計画なし
	雄物川町							農業集落排水施設計画なし
	大森町	5 (5)	大森	1,593	S58	H2	S63.4	
			十日町	374	H2	H5	H4.7	
			川西	1,257	H5	H9	H8.4	
			上溝	820	H8	H11	H11.4	
			大森本郷	145	H12	H15	H15.3	
	十文字町	2 (2)	今泉	967	H8	H11	H11.10	
			植田	670	H14	H19	H18.4	
	山内村							農業集落排水施設計画なし
	大雄村							農業集落排水施設計画なし
湯沢市	湯沢市	4 (4)	(山田中央)		H4	H6	H6.11	H30.3山田東部処理区へ統合
			深堀	696	H8	H11	H10.11	
			山田東部[山田中央]	1,823	H12	H17	H15.11	
			松岡	816	H18	H23	H22.3	
			松岡(新城)	61	H18	H23	H22.3	
	稲川町							農業集落排水施設計画なし
	雄勝町							農業集落排水施設計画なし
羽後町	皆瀬村							農業集落排水施設計画なし
	羽後町	3 (2)	床舞	947	H6	H9	H9.8	
			土館[嶋田]	1,158	H10	H14	H13.8	
			(嶋田)		H18	H21	H20.4	H20.4土館処理区へ統合
東成瀬村								農業集落排水施設計画なし
合 計		201 (153)		78,650				

(注) 1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排計画処理区と農集排事業等で整備された地区を表記。

2 計画人口はR6.3.31時点の計画処理人口である。

3 集排整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名を()書きで表記。

4 処理場を持たない地区(公共下水道接続、他処理区へ接続している地区)は、地区名を()書きで表記。

5 他の集排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を[]書きで表記。

6 地区数欄 下段()は令和5年度末時点において現存する処理区数を表記。

(3)農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率

(令和5年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率	計画区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年月	備 考
1	上小阿仁村	1,933	703	36.4%	703	100.0%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	71,285	18,994	26.6%	18,994	100.0%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	22,272	5,871	26.4%	5,871	100.0%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	17,649	3,432	19.4%	3,432	100.0%	S58	S61. 11	
5	大仙市	74,630	13,698	18.4%	13,698	100.0%	H 1	H 4. 6	
6	八峰町	6,227	1,051	16.9%	1,051	100.0%	H10	H12. 12	
7	羽後町	13,271	2,105	15.9%	2,105	100.0%	H 6	H 9. 8	
8	仙北市	23,227	3,684	15.9%	3,684	100.0%	S63	H 4. 4	
9	北秋田市	28,246	4,360	15.4%	4,360	100.0%	S58	S61. 1	
10	三種町	14,447	1,584	11.0%	1,584	100.0%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	40,164	3,396	8.5%	3,396	100.0%	H 4	H 6. 11	
12	大館市	66,218	5,369	8.1%	5,369	100.0%	S62	H 2. 4	
13	横手市	81,616	6,455	7.9%	6,455	100.0%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	27,417	1,500	5.5%	1,500	100.0%	H10	H13. 4	
15	藤里町	2,800	145	5.2%	145	100.0%	H11	H14. 12	
16	男鹿市	23,779	1,017	4.3%	1,017	100.0%	H 6	H 9. 12	
17	秋田市	295,065	5,079	1.7%	5,079	100.0%	S58	S59. 6	
18	能代市	47,890	207	0.4%	207	100.0%	H 9	H11. 8	
	潟上市	31,430					S59	S64. 1	下水道へ接続
	小坂町	4,509							
	五城目町	7,947					H 7	H11. 5	下水道へ接続
	八郎潟町	5,210					S63	H 3. 3	下水道へ接続
	井川町	4,249					H 5	H 7. 4	下水道へ接続
	大潟村	2,896							
	東成瀬村	2,387							
	秋田県計	916,764	78,650	8.6%	78,650	100.0%			

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。
但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R6.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

普及率(%) =

処理区域内人口

住民基本台帳人口

× 1 0 0

整備率(%) =

処理区域内人口

計画区域内人口

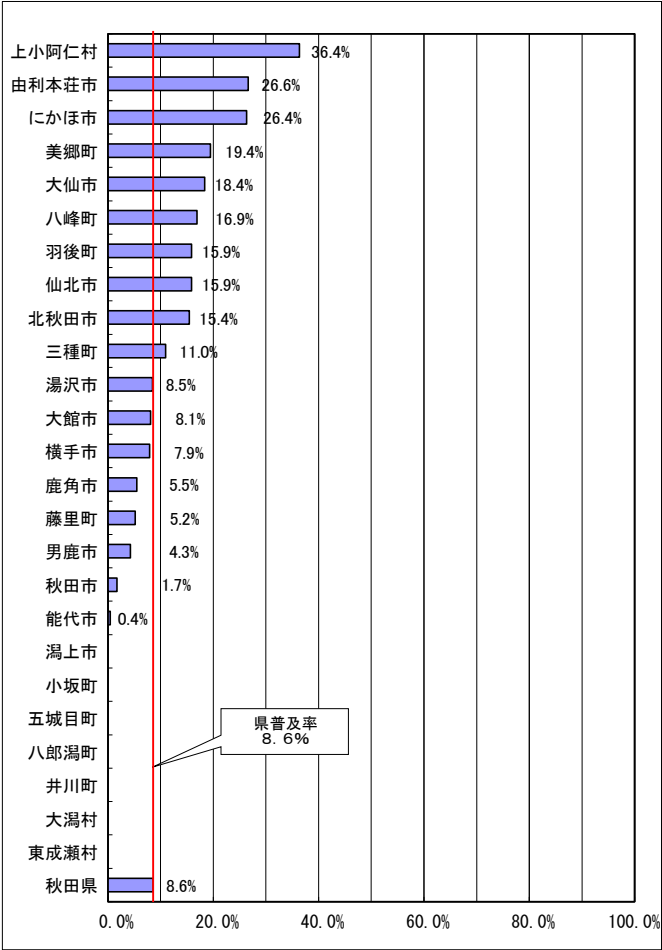
× 1 0 0

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率
鹿 角	31,926	1,500	4.7%
北 秋 田	96,397	10,432	10.8%
山 本	71,364	2,987	4.2%
秋 田	370,576	6,096	1.6%
由 利	93,557	24,865	26.6%
仙 北	115,506	20,814	18.0%
平 鹿	81,616	6,455	7.9%
雄 勝	55,822	5,501	9.9%
県 計	916,764	78,650	8.6%

*1 公共下水道接続の地区を除く。
*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R6.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

普及率グラフ

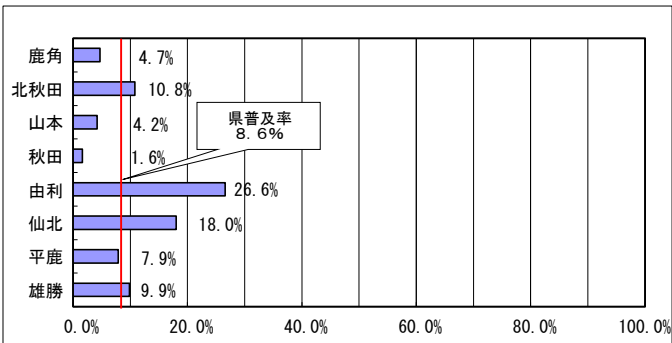


農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率 推移

項目 \ 年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末
普及率	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%	8.9%	8.6%

項目 \ 年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末
整備率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

地域振興局別 普及率グラフ



(4)農業集落排水施設 接続率

(令和5年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 人 口	接 続 率	着 手 年 度	供 用 年 月
1	能代市	47,890	207	207	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	1,933	703	699	99.4%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	295,065	5,079	4,838	95.3%	S58	S59. 6
4	美郷町	17,649	3,432	3,232	94.2%	S58	S61. 11
5	にかほ市	22,272	5,871	5,508	93.8%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	2,800	145	131	90.3%	H11	H14. 12
7	北秋田市	28,246	4,360	3,919	89.9%	S58	S61. 1
8	男鹿市	23,779	1,017	904	88.9%	H 6	H 9. 12
9	大館市	66,218	5,369	4,570	85.1%	S62	H 2. 4
10	羽後町	13,271	2,105	1,755	83.4%	H 6	H 9. 8
11	横手市	81,616	6,455	5,319	82.4%	S58	S63. 4
12	由利本荘市	71,285	18,994	14,743	77.6%	S57	S59. 6
13	仙北市	23,227	3,684	2,850	77.4%	S63	H 4. 4
14	鹿角市	27,417	1,500	1,160	77.3%	H10	H13. 4
15	大仙市	74,630	13,698	9,729	71.0%	H 1	H 4. 6
16	湯沢市	40,164	3,396	2,241	66.0%	H 4	H 6. 11
17	八峰町	6,227	1,051	650	61.8%	H10	H12. 12
18	三種町	14,447	1,584	971	61.3%	S58	S62. 4
—	潟上市	31,430	0	0	—	—	—
—	小坂町	4,509	0	0	—	—	—
—	五城目町	7,947	0	0	—	—	—
—	八郎潟町	5,210	0	0	—	—	—
—	井川町	4,249	0	0	—	—	—
—	大潟村	2,896	0	0	—	—	—
—	東成瀬村	2,387	0	0	—	—	—
秋 田 県 計		916,764	78,650	63,426	80.6%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。

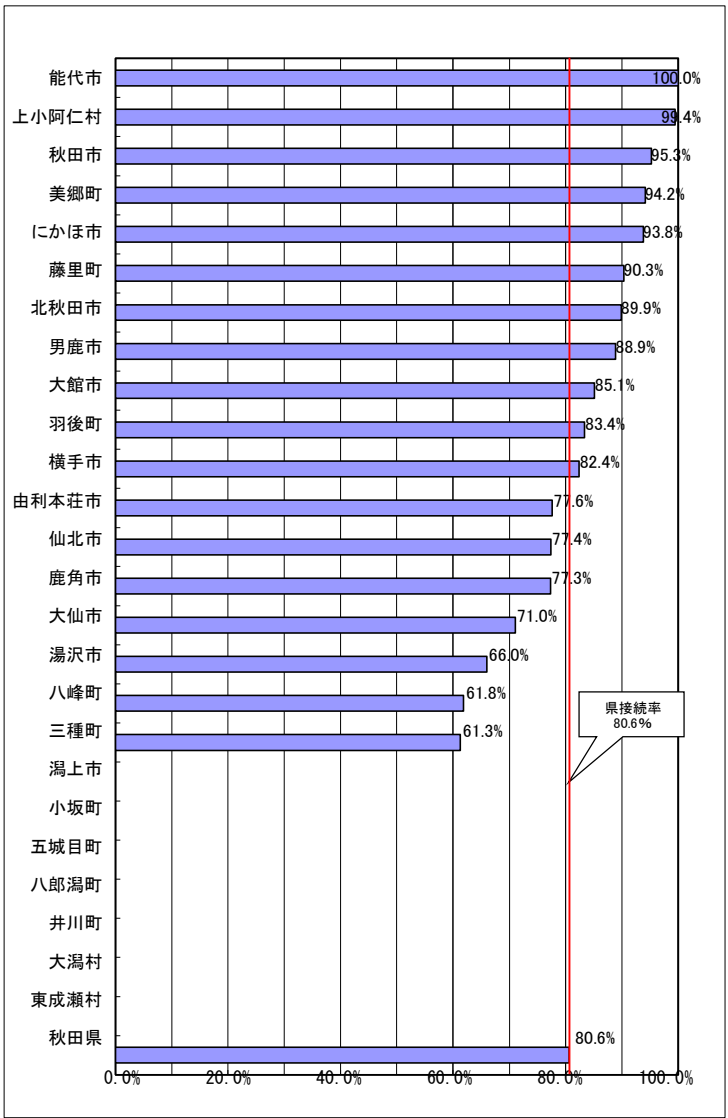
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、

R6.3.31 時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末
接続率	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%	81.8%	80.6%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 人 口	接 続 率
鹿 角	31,926	1,500	1,160	77.3%
北 秋 田	96,397	10,432	9,188	88.1%
山 本	71,364	2,987	1,959	65.6%
秋 田	370,576	6,096	5,742	94.2%
由 利	93,557	24,865	20,251	81.4%
仙 北	115,506	20,814	15,811	76.0%
平 鹿	81,616	6,455	5,319	82.4%
雄 勝	55,822	5,501	3,996	72.6%
県 計	916,764	78,650	63,426	80.6%

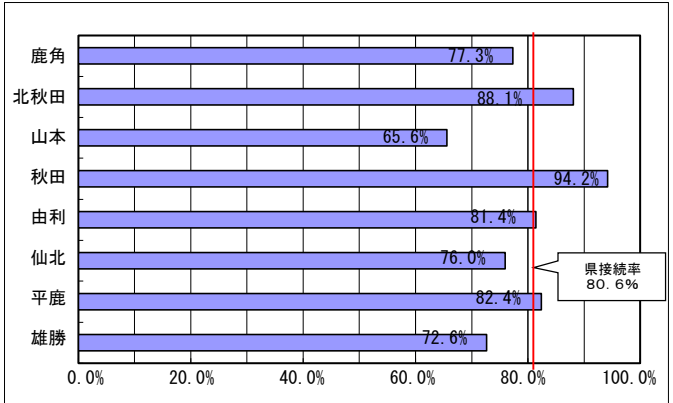
*1 公共下水道接続の地区を除く。

*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内

(但し、R6.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の

人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



(5)農業集落排水施設 使用料

令和6年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体		使 用 料 体 系												基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)
		(区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線															
		0	8	10	20	25	30	50	100	200	300	500	1,000				
鹿角市		<															

※ 公共下水道使用料と同じ

(6)農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和6年4月現在

市町村名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
※ 鹿 角 市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事 定額5万円		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%を村が負担	(貸付制度なし)		
能 代 市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)	汲取便所と同様		
※ 藤 里 町	・加入奨励金:上限7万円 ・資金対策助成金:上限4.2万円 ・積立奨励金:上限3万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 三 種 町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内 元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町	八峰町住まいづくり応援事業 (下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) 下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋 田 市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の 元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の 元金均等償還	市負担
男 鹿 市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 湯 上 市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10～30%(限度額8～50万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内(限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%補助、上限10万円 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費 5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円 ・高齢者持ち家型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 大 仙 市		下水道接続促進補助金 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 仙 北 市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※ 美 郷 町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内(補助限度額20万円)を助成		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 横 手 市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの 均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※ 湯 沢 市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
羽 後 町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円 (条件: 65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円 (条件: 1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円 (条件: 排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		
		浄化槽廃止助成(条件: 浄化槽を廃止し農集排施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円						

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表

(令和5年度末)

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	243	H10	H13	H14.1	
		門前	86	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	329				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	895	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	229	H2	H7	H8. 4	
	(市計)	2処理区	1, 124				
八峰町	八森町	岩館	607	H11	H20	H18.3	
〔漁集施設 計〕		5処理区	2, 060				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	44	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	82	H12	H15	H15.3	
		相内潟	11	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	93				
〔林集施設 計〕		3処理区	137				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	29	H5	H5	H6. 4	
		下黒川	35	H11	H11	H12.4	
		六呂田	41	H12	H12	H13.4	
		泉田	19	H12	H12	H13.4	
		福俣	31	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	155				
仙北市	西木村	潟尻	13	H11	H12	H13.3	
〔簡易排水施設 計〕		6処理区	168				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	12	H6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	33	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	17	H8	H8	H9. 6	
		田代	17	H8	H8	H9. 6	
	(市計)	3処理区	67				
にかほ市	仁賀保町	水沢	32	H7	H7	H8. 5	
		上坂	35	H8	H8	H9. 5	
		下坂	14	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	81				
〔小規模排水施設 計〕		7処理区	160				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計		21処理区	2,525				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、R6.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 普及率・整備率・接続率

(令和5年度末)

市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	普及率	整備率	接 続 人口(人)	接続率	供用済 地区数
横手市	81,616	56	56	0.1%	100.0%	56	100.0%	2
男鹿市	23,779	329	329	1.4%	100.0%	298	90.6%	3
由利本荘市	71,285	1,346	1,346	1.9%	100.0%	1,142	84.8%	10
にかほ市	22,272	81	81	0.4%	100.0%	75	92.6%	3
仙北市	23,227	106	106	0.5%	100.0%	80	74.1%	3
八峰町	6,227	607	607	9.7%	100.0%	405	66.7%	1
県 合計	916,764	2,525	2,525	0.3%	100.0%	2,056	81.4%	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

整備率(%) =	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$
----------	--

整備率(%) =	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$
----------	--

接続率(%) =	$\frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$
----------	---

(参考 事業区分別 計画人口、処理人口、接続人口)

市町村名	漁業集落排水			林業集落排水			簡易排水施設			小規模施設		
	計画区域 内人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区域 内人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区域 内人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区域 内人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	接続 人口 (人)
横手市				44	44	44				12	12	12
男鹿市	329	329	298									
由利本荘市	1,124	1,124	946				155	155	135	67	67	61
にかほ市										81	81	75
仙北市				93	93	68	13	13	12			
八峰町	607	607	405									
県 合計	2,060	2,060	1,649	137	137	112	168	168	147	160	160	148

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

令和5年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生汚水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型									
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
1	秋田市	市町村設置型	○		5	5									
2	能代市	市町村設置型	○		25	23	1	1							
		個人設置型	○		13	12	1								
3	横手市	個人設置型	○		80	76	4								
4	大館市	個人設置型	○		40	37	3								
5	男鹿市	個人設置型	○		5	5									
6	湯沢市	個人設置型	○		29	27	2								
7	鹿角市	個人設置型	○		29	26	2	1							
8	由利本荘市	個人設置型	○		62	60	1		1						
9	潟上市	個人設置型	○		2	2									
10	大仙市	個人設置型	○		64	62	2								
11	北秋田市	個人設置型	○		14	12	2								
12	にかほ市														
13	仙北市	個人設置型	○		24	22	2								
14	小坂町														
15	上小阿仁村														
16	藤里町														
17	三種町	個人設置型	○		6	6									
18	八峰町	個人設置型	○		1	1									
19	五城目町	個人設置型	○		2	1			1						
20	八郎潟町														
21	井川町														
22	大潟村														
23	美郷町	個人設置型	○		36	33	2	1							
24	羽後町	個人設置型	○		14	11	2	1							
25	東成瀬村	市町村設置型	○		6	4			2						
計		市町村設置型	3市村(2市1村)		36	32	1	1	2						
		個人設置型	16市町村(11市5町)		421	393	23	3	2						
合 計			18市町村(12市5町1村)		457	425	24	4	4						

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
個人設置型	実施市町村	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19	19	20	18
	設置基数	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468	483	436	421
市町村設置型	実施市町村	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2	3	3	3	3
	設置基数	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54	50	38	36
浄化槽整備事業計		設置基数	1,309	1,206	1,143	967	969	756	759	778	716	654	590	522	533	474	457

* 市町村合併 H17末 25市町村

* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	高度処理型割合	全数	高度処理型割合		全数	合併処理浄化槽のみ
北海道	76,515	18,012	58,503	32.6%	1,319	67.0%	98.9%	82.9%	89.8%
青森県	114,848	67,094	47,754	2.5%	1,190	41.7%	89.9%	49.4%	83.5%
岩手県	58,717	3,575	55,142	46.9%	1,168	96.0%	94.4%	92.2%	92.7%
宮城県	78,402	21,685	56,717	32.5%	1,299	53.9%	100.0%	91.9%	99.4%
秋田県	69,951	26,339	43,612	30.8%	726	62.4%	96.0%	64.6%	82.1%
山形県	65,788	31,237	34,551	27.3%	453	68.7%	100%*	77.0%	86.6%
福島県	283,501	150,895	132,606	46.6%	2,984	97.7%	89.7%	34.0%	69.9%
茨城県	250,527	82,305	168,222	45.9%	4,215	104.6%	92.6%	48.4%	60.3%
栃木県	159,783	48,273	111,510	35.0%	2,133	99.6%	100.0%	76.0%	74.9%
群馬県	305,167	158,104	147,063	53.3%	4,446	99.4%	95.5%	79.5%	84.9%
埼玉県	473,506	226,131	247,375	28.2%	6,319	80.6%	92.5%	23.0%	37.6%
千葉県	547,855	279,968	267,887	39.9%	7,260	98.4%	79.0%	14.2%	26.2%
東京都	17,008	8,287	8,721	53.9%	134	100.0%	100%*	28.6%	47.9%
神奈川県	136,467	91,705	44,762	28.9%	933	72.2%	67.9%	16.7%	32.1%
新潟県	184,405	124,722	59,683	31.9%	1,316	76.8%	93.9%	70.6%	79.7%
富山県	37,368	24,775	12,593	30.8%	210	93.3%	100.0%	40.9%	76.6%
石川県	50,007	26,599	23,408	34.0%	378	91.0%	100.0%	46.5%	65.3%
福井県	35,122	18,975	16,147	35.0%	195	93.8%	100.0%	59.2%	78.2%
山梨県	124,940	73,583	51,357	32.0%	1,264	97.5%	96.3%	16.2%	35.5%
長野県	86,105	12,420	73,685	10.2%	1,251	34.1%	100%*	74.0%	81.3%
岐阜県	176,980	93,150	83,830	39.9%	1,532	98.4%	99.9%	96.4%	98.9%
静岡県	459,940	259,673	200,267	13.2%	6,406	24.8%	83.0%	35.2%	63.5%
愛知県	544,018	313,045	230,973	41.3%	6,973	68.2%	95.8%	27.3%	56.6%
三重県	224,524	98,266	126,258	34.5%	2,390	98.0%	99.9%	39.9%	56.6%
滋賀県	28,353	9,764	18,589	9.5%	234	65.8%	100.0%	52.6%	60.9%
京都府	34,379	11,262	23,117	19.0%	297	58.2%	81.0%	52.2%	67.2%
大阪府	101,745	55,707	46,038	34.2%	834	93.4%	100.0%	14.5%	26.1%
兵庫県	80,035	34,484	45,551	22.5%	758	59.2%	100%*	66.5%	84.6%
奈良県	98,399	64,517	33,882	26.3%	687	86.0%	100.0%	21.1%	51.5%
和歌山県	208,658	98,035	110,623	25.2%	2,842	67.1%	98.6%	41.4%	63.6%
鳥取県	24,786	12,762	12,024	28.6%	268	92.2%	78.4%	56.9%	73.3%
島根県	70,337	30,911	39,426	32.4%	864	97.7%	100.0%	81.0%	94.3%
岡山県	166,116	53,822	112,294	31.0%	2,309	58.8%	100.0%	93.5%	96.4%
広島県	174,413	68,297	106,116	31.4%	2,732	63.4%	100.0%	73.8%	81.2%
山口県	122,721	50,836	71,885	28.4%	1,488	100.0%	89.3%	57.1%	63.8%
徳島県	203,727	123,834	79,893	40.3%	2,366	62.1%	100.0%	62.2%	71.7%
香川県	177,655	80,851	96,804	46.3%	2,522	98.9%	100.0%	55.8%	65.2%
愛媛県	179,469	90,216	89,253	44.0%	2,021	98.6%	100.0%	38.0%	74.5%
高知県	105,710	41,162	64,548	43.0%	1,595	91.7%	99.6%	59.4%	72.1%
福岡県	183,481	42,739	140,742	36.3%	4,149	83.5%	100.0%	74.8%	85.0%
佐賀県	58,278	16,632	41,646	47.3%	1,272	96.9%	100.0%	80.9%	91.0%
長崎県	79,197	13,343	65,854	49.0%	1,848	98.4%	92.4%	87.9%	90.4%
熊本県	144,085	51,660	92,425	45.8%	2,130	98.1%	100%*	66.9%	78.0%
大分県	154,537	64,880	89,657	36.1%	2,856	61.3%	100.0%	44.0%	70.0%
宮崎県	145,295	61,473	83,822	46.7%	2,287	97.9%	97.0%	57.4%	70.5%
鹿児島県	319,161	101,880	217,281	39.2%	5,538	99.1%	99.9%	52.8%	51.1%
沖縄県	94,883	55,767	39,116	42.3%	1,877	95.0%	100.0%	9.3%	20.4%
合計	7,516,864	3,493,652	4,023,212	35.6%	100,268	81.3%	94.7%	48.2%	65.6%

注)*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和6年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本 水量 (m ³ /月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	設置 基数 (国庫補助)
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)	(m ³) -	1,540	税込み	2,860	298
大 館 市 (非 住 家 : 従 量 制) ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 1,540 165 176 209 231	(m ³) 10	1,540	税込み	3,190	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料:5人槽 2,970円)	(m ³) -	2,970	税込み	2,970	233
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料:5人槽 3,509円)	(m ³) -	3,509	税込み	3,509	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料:5人槽 2,600円)	(m ³) -	2,600	税抜き	2,860	1,954
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料:5人槽 3,800円)	(m ³) -	3,800	税抜き	4,180	
藤 里 町	(月額使用料:5人槽 2,420円)	(m ³) -	2,420	税抜き	2,662	141
八 峰 町	(月額使用料:5人槽 3,140円)	(m ³) -	3,140	税込み	3,140	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m ³) 10	1,020	税抜き	3,113	204
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 1,320 176 198 209 242	(m ³) 10	1,320	税込み	3,080	88
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 523 125 156 177 198 220	(m ³) 0	523	税込み	3,333	134
大 仙 市 (旧 西 仙 北 町 ・ 旧 協 和 町 地 区)	0 10 30 50 100 1,210 168 178 210 242	(m ³) 10	1,210	税込み	2,890	384
仙 北 市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 ※H25.11より料金統一 2,200 2,200 3,300 3,850 4,400 4,950 6,160 6,820 7,480 8,140 8,800	(円) -	2,200	税込み	3,850	789
横 手 市	(月額使用料:5人槽 5,500円)	(m ³) -	5,500	税込み	5,500	517
湯 沢 市 (旧 稲 川 町 ・ 旧 皆 瀬 村 地 区)	(月額使用料:5人槽 3,480円)	(m ³) -	3,480	税込み	3,480	1,521
東 成 瀬 村	(月額使用料:5人槽 2,200円)	(m ³) -	2,200	税抜き	2,420	688

(4) 合併処理浄化槽 補助金制度

令和6年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿 角 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・既存槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち下記の額を上限額として加算する。 単独処理浄化槽 120,000円 汲取り槽 90,000円
小 坂 町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大 館 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・くみ取り便槽撤去費 90,000円 ・単独処理浄化槽撤去費 120,000円 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
北 秋 田 市	5人槽 520,000円 6～7人槽 632,000円 8～10人槽 880,000円		・専用・併用住宅 ・くみ取り槽撤去費 90,000円 ・単独浄化槽撤去費 120,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用 90,000円 ・単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
上小阿仁村	5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円		・専用住宅
能 代 市	5人槽 480,000円 6～7人槽 594,000円 8～10人槽 810,000円		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤 里 町	5人槽 793,800円 6～7人槽 993,600円 8～10人槽 1,345,500円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三 種 町	5人槽 547,000円 6～7人槽 673,000円 単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円 単独浄化槽撤去費 120,000円 くみ取り槽撤去費 90,000円 単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用 90,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八 峰 町	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用・併用住宅
秋 田 市	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8人槽以上 588,000円		・専用住宅
男 鹿 市	5人槽 390,000円(408,000円) 6～7人槽 474,000円(492,000円) 8～10人槽 660,000円(684,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅 (主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅、一戸建売住宅等を含む。)
湯 上 市	5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅及び店舗等併用住宅
五 城 目 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八 郎 湯 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 684,000円		・専用住宅及び店舗等併用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
井 川 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 598,000円(390,000円) 6～7人槽 734,000円(474,000円) 8～10人槽 1,021,000円(660,000円) (11～20人槽 1,002,000円) (21～30人槽 1,545,000円) (31～50人槽 2,129,000円) (51人槽以上 工事費の20%とし、5,000,000円上限) ※()内は事業所等に対する補助金		・専用住宅 ・事業所等
にかほ市	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額		・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大 仙 市	5人槽 390,000円(455,000円) 6～7人槽 474,000円(553,000円) 8～10人槽 660,000円(770,000円) ※()市内の業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの		・専用住宅
仙 北 市	5人槽 440,000円 6～7人槽 524,000円 8～10人槽 710,000円		・専用住宅
美 郷 町	5人槽 440,000円(460,000円) 6～7人槽 524,000円(544,000円) 8～10人槽 710,000円(730,000円) ※()町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横 手 市	5人槽 490,000円 6～7人槽 574,000円 8～10人槽 760,000円	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円	・専用住宅
湯 沢 市	5人槽 537,000円 6～7人槽 652,000円 8～10人槽 912,000円		・専用住宅
羽 後 町	5人槽 390,000円 7人槽 474,000円 10人槽 660,000円		・専用住宅 ・かさ上げ助成 (1)単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円 (2)汲み取り槽の撤去に要する費用 90,000円 (3)浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 300,000円 (4)単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用 90,000円

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3.高度処理浄化槽・窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4.12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。



の
ん
び
り
で
き
る
？

「あきたの下水道」 ～資料編～

令和6年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・広域・共同推進チーム)
2465 (経理チーム)
2463 (流域土木チーム)
2464 (流域設備チーム)

FAX 018(860) 3813

E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp